

政策会議付議事案書 (令和元年5月7日)

提案課名 地域安全課  
報告者名 阿武 宏明

事案名	秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例等の一部改正について	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> 資料 無																																																														
目的・必要性	<p>自転車駐車施設の手数料については、昭和62年度から金額を変更することなく運営してきました。また、平成22年度に設置した臨時自転車駐車施設については、「秦野市臨時自転車駐車場の設置等に関する要綱」により利用料を定め、手数料同様、現在まで金額を変更することなく運営しています。</p> <p>しかし、平成31年4月から秦野駅北口自転車駐車場が供用開始したことにより、ゲートシステム導入に伴うリース代をはじめ、エレベーターやサイクルコンベアによる光熱水費等の管理費が増加しています。また、令和元年10月に予定されている消費税の引き上げにより、今後も費用の増加が見込まれるため、手数料等を改正するものです。</p>																																																															
経過・検討結果	<p>1 手数料等の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">北口 (手数料)</th> <th colspan="2">臨時 (利用料)</th> </tr> <tr> <th>常時利用</th> <th>随時利用</th> <th>常時利用</th> <th>随時利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54年</td> <td>月額 800円</td> <td>1回 50円</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td>昭和59年</td> <td>月額1,100円</td> <td>1回 70円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td>月額1,500円</td> <td>1回100円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td colspan="4">(消費税率3%)</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td colspan="4">(消費税率5%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>月額1,200円</td> <td>1回 100円</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td colspan="4">(消費税率8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【参考】手数料等の決算見込額等 (平成29年度～令和元年度) (単位：千円)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 決算額</th> <th>平成30年度 決算見込額</th> <th>令和元年度 決算見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北口(手数料)</td> <td>10,029</td> <td>1,218</td> <td>13,860</td> </tr> <tr> <td>臨時(利用料)</td> <td>6,454</td> <td>11,491</td> <td>3,024</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>16,483</td> <td>12,709</td> <td>16,884</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理費の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度決算額</th> <th>平成30年度決算見込額</th> <th>令和元年度決算見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,645</td> <td>9,803</td> <td>15,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 検討内容 別添資料のとおり</p>		年 度	北口 (手数料)		臨時 (利用料)		常時利用	随時利用	常時利用	随時利用	昭和54年	月額 800円	1回 50円	/		昭和59年	月額1,100円	1回 70円	昭和62年	月額1,500円	1回100円	平成元年	(消費税率3%)				平成9年	(消費税率5%)				平成22年	/		月額1,200円	1回 100円	平成26年	(消費税率8%)					平成29年度 決算額	平成30年度 決算見込額	令和元年度 決算見込額	北口(手数料)	10,029	1,218	13,860	臨時(利用料)	6,454	11,491	3,024	合 計	16,483	12,709	16,884	平成29年度決算額	平成30年度決算見込額	令和元年度決算見込額	9,645	9,803	15,444
年 度	北口 (手数料)			臨時 (利用料)																																																												
	常時利用	随時利用	常時利用	随時利用																																																												
昭和54年	月額 800円	1回 50円	/																																																													
昭和59年	月額1,100円	1回 70円																																																														
昭和62年	月額1,500円	1回100円																																																														
平成元年	(消費税率3%)																																																															
平成9年	(消費税率5%)																																																															
平成22年	/		月額1,200円	1回 100円																																																												
平成26年	(消費税率8%)																																																															
	平成29年度 決算額	平成30年度 決算見込額	令和元年度 決算見込額																																																													
北口(手数料)	10,029	1,218	13,860																																																													
臨時(利用料)	6,454	11,491	3,024																																																													
合 計	16,483	12,709	16,884																																																													
平成29年度決算額	平成30年度決算見込額	令和元年度決算見込額																																																														
9,645	9,803	15,444																																																														

決定等を要する事項

1 手数料等の改正

北口自転車駐車場及び臨時自転車駐車場の手数料等について、次のとおり改正するものです。

駐輪場	区分	現行	改正後
北口	常時	月額1,500円	1階及び2階 月額1,800円
			3階及び4階 一般 月額1,600円 学生 月額1,500円
	随時	1回 100円	1回 100円
臨時	常時	月額1,200円	月額1,300円
	随時	1回 100円	1回 100円

※ この表において「一般」とは学生以外の者をいい、「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校その他これらの学校に類すると市長が認めるものに通う者をいいます。

2 実施時期

令和元年10月分（9月15日から9月末までの支払い）の手数料等から適用します。

※ 令和元年8月末までに10月以降の手数料等をまとめて納付する場合は、条例改正前の料金体系により取り扱います。

今後の取扱い

令和元年6月3日 令和元年6月秦野市議会第2回定例会に条例改正の議案を提出します。

7月頃 常時利用者には、通知を送付するほか、市ホームページや秦野駅北口自転車駐車場掲示板等により周知します。

※ 要綱については、条例改正議決後適宜修正します。

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例等の一部改正に関する検討資料

令和元年 5 月 7 日

地域安全課作成

1 収支見込みについて

単位：千円

	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 決算見込額	令和元年度 決算見込額	令和 2 年度 決算見込額
収入	16,483	12,709	16,884	16,848
支出	9,645	9,803	15,444	16,890
収支	6,838	2,906	1,440	△42

※ 収入については、現在の手数料により算定。

＜令和元年度に支出が増加した主な要因＞

- ア ゲートシステムを導入したことによる消耗品費の増
- イ エレベーターやサイクルコンベアなどによる光熱水費の増
- ウ パスモ対応としたことによる通信費の増
- エ ゲートシステムをリースとしたことによる賃借料の増

2 手数料の検討

(1) 利用者見込みの検討

ア 募集時における応募状況

駐車場	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	定数	申請者	定数	申請者								
北口	450	739	422	718	422	723	450	722	0	698	650	759
臨時	141		378		378		316		788		200	
計	591	739	800	718	800	723	766	722	788	698	850	759

イ 駐輪場利用実績

駐輪場			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
北口	常時	月平均	429 台	414 台	402 台	405 台	446 台
	随時	日平均	146 台	145 台	134 台	124 台	56 台
	計	平均計	575 台	559 台	536 台	529 台	502 台
臨時	常時	月平均	179 台	217 台	290 台	286 台	273 台
	随時	日平均	20 台	22 台	16 台	15 台	70 台
	計	平均計	199 台	239 台	306 台	301 台	343 台
合計	常時	月平均	607 台	632 台	691 台	691 台	719 台
	随時	日平均	167 台	167 台	150 台	139 台	126 台
	計	平均計	774 台	799 台	841 台	830 台	845 台

## (2) 北口・臨時の利用者見込み

駐輪場		①利用見込み数	年間利用回数 (①×360日)
北口	常時	650 台/月	234,000 回
	随時	80 台/日	28,800 回
	計	730 台	262,800 回
臨時	常時	110 台/月	39,600 回
	随時	10 台/日	3,600 回
	計	120 台	43,200 回
合計	常時	760 台/月	273,600 回
	随時	90 台/日	32,400 回
	計	850 台	306,000 回

※ 常時駐車の需要数については、応募状況から 760 台の需要を見込んだ。  
随時駐車については、利用実績から、自転車総数を 850 台と見込み、  
常時駐車枠 760 台を差し引いた 90 台を見込んだ。

## (3) 管理コスト

年間推定費用	(内訳)
16,890 千円	(北口) 15,000 千円
	(臨時) 1,890 千円

## (4) 管理コストから算出される月負担額

駐輪場別	区分	算定額	負担額 100円止め四捨五入
北口駐輪場	(常時利用)	1,710 円	1,700 円/月
	(随時利用)	57 円	100 円/回
臨時駐輪場	(常時利用)	1,320 円	1,300 円/月
	(随時利用)	44 円	100 円/回

※ 管理コストを年間利用回数で除し、常時利用については 30 日を  
乗じて求めた。

## (5) 階層別（北口）手数料の検討

北口駐輪場については、4階建てとなり、サイクルコンベアで自転車を上層階に移動するとしても、1層を移動するのに約1分、4階まで約3分程度要することが見込まれ、上り下りを毎日繰り返すことを考慮し、上層階と下層階での料金体系を区分した。

基本額	階層別調整	負担額
1,700 円	1・2階 +100 円	1・2階 1,800 円
	3・4階 -100 円	3・4階 1,600 円

[参考]

秦野駅周辺の自転車駐車料金の状況

施設名	秦野駅南口	オダクル秦野南口	オダクル秦野北口	秦野第1
管理者	(公財)自転車駐車場整備センター	小田急	小田急	小田急
利用料	1,500円/月 100円/回	10時間 100円	10時間 100円	4時間 110円

各駅周辺の自転車駐車料金の状況

駅名	渋沢駅	東海大学前	鶴巻温泉駅
常時	平均 2,140円	平均 1,870円	2,160円
随時	12時間 100円	3時間 100円	10時間 100円
備考	① 2,160円/月 ② 2,160円/月 ③ 2,200円/月 ④ 2,000円/月 ⑤ 2,200円/月 ※整備センターは市と同額	① 2,100円/月 ② 2,000円/月 ③ 2,000円/月 ④ 2,000円/月 ⑤-1 2,000円/月(屋内) ⑤-2 1,500円/月(屋外) ⑥ 1,500円/月 ※整備センターは市と同額	① 2,160円/月

3 学生料金について（手数料の据え置き）

(1) 目的：① 北口駐輪場上層階の手数料を据え置くことにより、上層階に学生を誘導する。そのため、学生料金の設定は北口の3・4階のみとする。

② 子育て世代の負担を抑制する。

(2) 手数料体系

駐輪場	階層	一般	学生
北口	1・2階	1,800円	1,800円
	3・4階	1,600円	1,500円（現状据え置き）
臨時		1,300円	1,300円

#### 4 手数料について（改正案）

##### (1) 北口駐輪場（条例）

駐車の区分	手数料	(改正前)
常時駐車	1階及び2階 月額 1,800 円	(月額 1,500 円)
	3階及び4階 一般 月額 1,600 円 学生 月額 1,500 円	
随時駐車	1回 100 円	(1回 100 円)

##### (2) 臨時駐輪場（要綱）

駐車の区分	利用料	(改正前)
常時駐車	月額 1,300 円	(月額 1,200 円)
随時駐車	1回 100 円	(1回 100 円)

#### 5 収支について

##### (1) 北口駐輪場を全て 1,700 円とした場合

駐輪場別	収入	管理費	収支
北口	16,140 千円	15,000 千円	1,140 千円
臨時	2,076 千円	1,890 千円	186 千円
計	18,216 千円	16,890 千円	1,326 千円

##### (2) 改正案の場合

駐輪場別	収入	管理費	収支
北口	15,850 千円	15,000 千円	850 千円
臨時	2,076 千円	1,890 千円	186 千円
計	17,926 千円	16,890 千円	1,036 千円

※ 対象となる学生の割合を 45%と見込み算定

政策会議付議事案書 (令和元年5月7日)

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針に基づく「重点プロジェクト」について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、環境対策を推進するためのエネルギー分野における基本的な考え方について、平成30年6月から庁内横断的な組織を中心に策定作業を進め、この度、地域特性である「水と緑」を中心に、その価値を最大限に生かすための「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」を策定しました。</p> <p>本指針では、秦野への誇りや愛着の醸成を本市の目指す将来像として掲げており、その実現に向け、これまでの取組みの総括等による【総合評価】や【施策展開(具体施策推進プログラム)】を踏まえ、再生可能エネルギーを効果的に利活用するための実用化協議を「重点プロジェクト」として位置付け、取り組むものです。</p> <p>また、個別具体的な取組みは、上位計画である秦野市環境基本計画と連携し、計画で定められた数値目標である「二酸化炭素の削減」に寄与するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p><b>1 経過</b></p> <p>(1) 平成30年月1日 秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針等検討委員会設置要綱」制定 事例視察: 2回、検討委員会: 3回、意見照会: 2回実施</p> <p>(2) 平成31年4月1日 秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針策定 適用年度:平成31年度(2019年度)から</p> <p>(3) " 15日 【指針策定後】平成31年度(第1回)秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針等検討委員会開催</p> <p><b>2 検討結果</b></p> <p>(1) 重点プロジェクト①「木質バイオマス事業」について 最優先施策(総合評価点:7点)として、“緑”を間接的かつ計画的に、恒常的な保全に繋げるため、薪の流通システムをはじめとする木質系バイオマス事業(発電・熱利用)の実用化に向けた制度設計を図るもの。 持続可能性や事業採算性等、専門的な見地からの調査が期待できるコンサルへの委託方式※を検討するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本年度中に検討結果を分析し、方向性を確定</li> </ul> <p>※ 環境省「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」補助率:10/10、補助額:上限1,000万円)の活用</p>	

経過・検討結果	<p>(2) 重点プロジェクト②「水力（小水力）発電事業」について</p> <p>評価点は、木質バイオマスに続く6点、“水”と共生するまちとして、小水力発電のモデル的導入とその運用を図るため、実証実験の結果を応用し、導入できる適地を選定するもの。</p> <p>特に、地域特性である「水（湧水）」を活用した今泉名水桜公園における地産地消を実現するため、検討手法については、検討委員会及び学識者を活用した直営方式、公共施設への導入を対象とするが、民間施設へも設置や導入のチャンスを伺い、積極的なアプローチを働きかけるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト①の進捗状況と並行しながら準備</li> </ul> <p>(3) 重点プロジェクト③「地中熱利用事業」について</p> <p>評価点は、太陽光発電に続く4点であるが、県西地域においては高いポテンシャルを有し、地下水の利活用が望めるという地域特性から、地中熱利用の“導入・使用比率”の拡大を図るため、重点プロジェクトとして採用したもの。</p> <p>検討手法については、設備の設置・導入に関する各種制度は整備されているが、一般的な認知度や費用対効果の面を考慮し、現段階では普及・啓発を積極的に行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年度（2019年度）から、順次実施</li> </ul>
決定等を要する事項	<p>重点プロジェクトについて</p> <p>検討委員会における協議結果である、次の3事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 木質バイオマス事業</li> <li>2 水力（小水力）発電事業</li> <li>3 地中熱利用事業</li> </ol>
今後の取扱い	<p>令和元年5月中旬 国庫補助金※の申請（重点プロジェクト①）</p> <p>8月中旬 申請結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助採択の場合：プロポーザルを実施し、委託契約を締結</li> <li>・ 補助不採択の場合：直営方式による検討</li> </ul> <p>適宜 検討委員会、関係課による実践導入の検討</p> <p>検討結果に応じ、令和2年度への予算化</p> <p>※ 環境省「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」（補助率：10/10、補助額：上限1,000万円）</p> <p>本補助金を活用するための予算措置（補正）について、令和元年9月秦野市議会第3回定例会へ上程するものとする。</p>

## 重点プロジェクトについて

## はじめに

喫緊課題として、「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」の再エネルギー別【総合評価】に【施策展開(具体施策推進プログラム)】を照らし合わせ導き出した“重点プロジェクト”の実用化協議に取り組みます。

(基本指針より一部抜粋)

## I 再生可能エネルギー別の評価 (P21)

対象別事項における総合評価を行い、その評価点は施策展開(詳細は、資料編参照)を図る上での参考としていきます。

## 【対象別事項】

実効性	
A 公共面	公共事業(施設整備や個別具体的な事業)が対象となるもの。
B 個人向け	一般家庭に対する設備補助や普及啓発が対象となるもの。
C 法人向け	企業に対する設備補助や事業参入等が対象となるもの。
将来性	国 <sup>※1</sup> が進める再生可能エネルギーの比率構成。
地域性	地域特性及び地域資源の利用可能性が高く、効果的な利活用が期待できる再生可能エネルギーの種類。

※1【参照：資源エネルギー庁「2030年エネルギーミックス必達のための対策」】

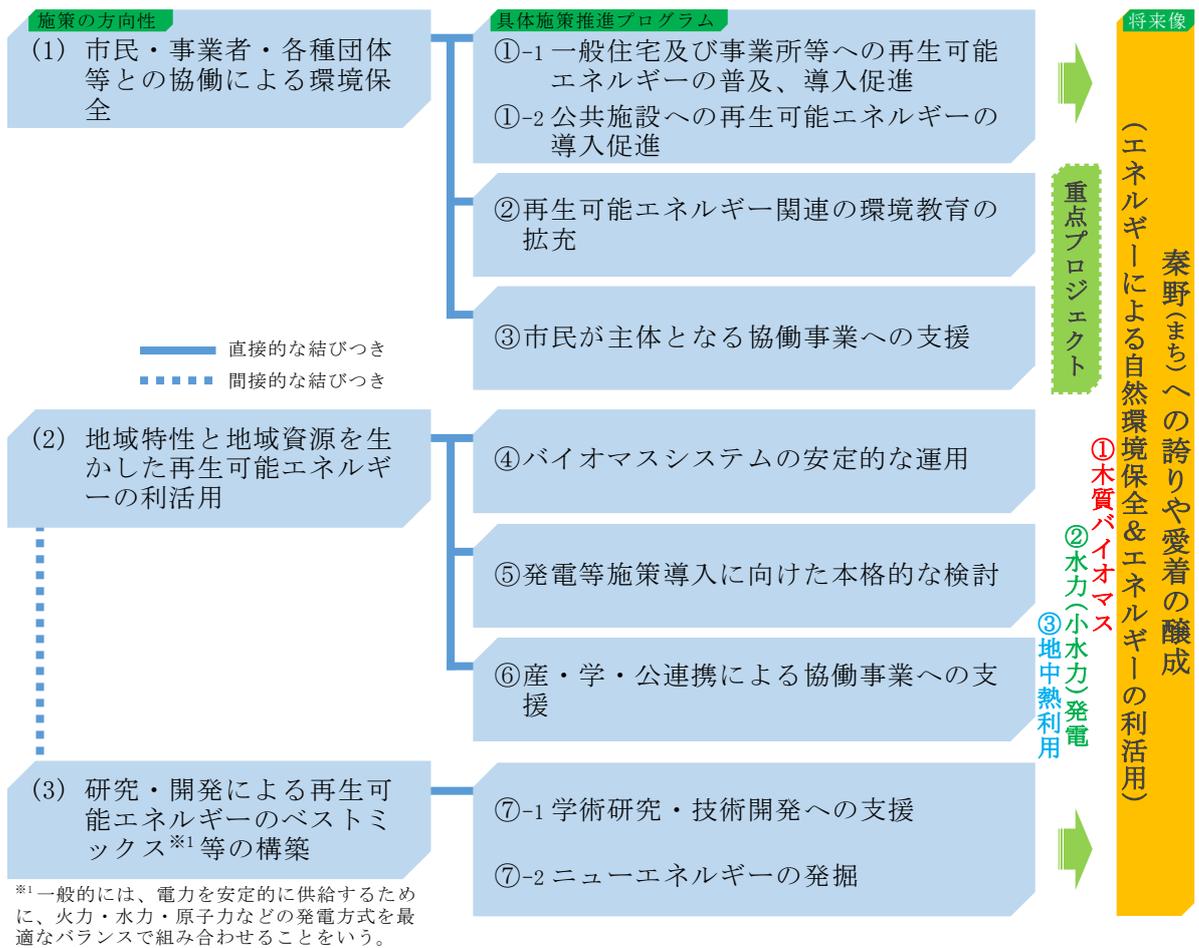
## 【総合評価】

種類	対象別事項	実効性			将来性		地域性		評価点
		A	B	C	国	本市			
太陽光発電	3	●	●	●	2	○		5	
木質バイオマス(熱利用)	3	●	●	●	1	●	3	◎	7 ★
その他バイオマス <sup>※2</sup>	1	●						-	2
水力(小水力)発電	2	●		●	3	◎	1	●	6 ★
風力発電	2		●	●					2
地中熱利用	2	●		●			2	○	4 ★

・「◎」…3ポイント / 「○」…2ポイント / 「●」…1ポイント  
 ・将来性及び地域性は、上位(3種類)の再生可能エネルギーを選択。  
 ・空欄は、「該当なし」。

※2 エネルギー政策とは別体系(廃棄物及び下水道政策)で展開されているため、対象別事項の選択が少なく総合評価は低い結果となっている。

【施策展開図 (P18)】



II 重点プロジェクトの概要

1 重点プロジェクト①「木質バイオマス事業」

■再生可能エネルギー政策の総括 (P34「IVこれからの方向性」抜粋)

評価点 「7」	総合評価及びI～IIIの結果から、地域資源である“緑”を生かすための取組みとして、継続させていくことが望ましい。
公共面 (☆ソフト面/★ハード面からの具体的な検討施策)	
<p>公共事業で排出される間伐材の確保と供給、保管拠点の整備に加え、販売も視野に入れることで、地域資源を利活用した複合的な行政施策のモデルとしての位置づけとする。</p> <p>☆(仮称)秦野SA：地域資源を生かせる展開を様々な角度から模索する。</p> <p>★木質バイオマス発電：里山保全・再生活動団体による活動（主に広葉樹）、公共事業としての森林整備によって発生する林地残材等（主に針葉樹）を燃料とする木質バイオマス発電について、採算性や雇用創出による地域活性など、事業の成長性等を総合的観点に基づいて検討する。</p>	
個人・法人向け	
安定供給等	同上/薪ストーブ設置の普及啓発を継続する。

(1) 施策体系：(2)-④・⑤・⑥-【プロジェクト①（別添、詳細資料あり）】

具体施策推進プログラム	具体案
④バイオマスシステムの安定的な運用	“緑”を間接的かつ計画的に、恒常的な保全に繋げるため、「薪」の流通システムをはじめとする木質系バイオマス事業（発電・熱利用）の実用化に向けた制度設計を図る。
⑤発電等施策導入に向けた本格的な検討	
⑥産・学・公連携による協働事業への支援	

(2) 検討手法及び施行時期

持続可能性や事業採算性等、専門的な見地からの調査が期待できるコンサルへの委託方式\*を検討し、本年度中に検討結果を分析し、制度設計の方向性を確定させる。

\*国補助金（環境省「地域の多様な課題に答える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」補助率：10/10、補助額：上限1,000万円）

2 重点プロジェクト②「水力（小水力）発電事業」

■再生可能エネルギー政策の総括（P37「IVこれからの方向性」抜粋）

評価点「6」	総合評価及びⅠ～Ⅲを踏まえ、地域資源である“水”を生かした取り組みを検討していくことが望ましい。
公共面（★ハード面からの具体的な検討施策）	
<p>設備投資には相当額が必要になることから、補助制度の活用あるいは出資企業の開拓といった、産学公連携や包括協定路線（研究資源としての場の提供等）を強化する。</p> <p>引き続き、浄水施設をはじめ農業用水路及び一般河川への導入に向けても、検討する。</p> <p>★今泉名水桜公園：地域特性である「水（湧水）」を活用した小水力発電を導入し、発電電力を公園内の池に設置した、ばっ気装置の稼動に使用することで、池の浄化や生息する生態系の保護を目的とした地産地消システムを実現させる。</p> <p>★新東名高速道路建設に伴う湧出水の利活用：地域資源を生かせる展開を様々な角度から模索する。</p>	
法人向け	
<p>公共施設のほか企業（工場排水、循環水等）への設置についても、学術・研究分野からの専門的知見を得ながら、協働で検討する。</p>	

(1) 施策体系: (2)-⑤・⑥・⑦-<sub>1</sub>- 【プロジェクト②】

具体施策推進プログラム	具体案
⑤発電等施策導入に向けた本格的な検討	“水”と共生する <sup>まち</sup> 秦野として、小水力発電のモデル的導入とその運用を図る。
⑥産・学・公連携による協働事業への支援	

(2) 検討手法及び施行時期

庁内検討委員会(具体案関係課)及び学識者による直営方式とし、プロジェクト①の進捗状況と並行しながら、随時運用できるよう準備する。

3 重点プロジェクト③「地中熱利用事業」

■再生可能エネルギー政策の総括 (P40「IVこれからの方向性」抜粋)

評価点「4」	総合評価及びⅠ～Ⅲの結果を踏まえ、地下水の利活用が望める導入ポテンシャルを有しているため、地域特性を生かした取組みを展開させていくことが望ましい。 ※国及び県の導入件数等の結果から、施策の推進は肯定的な見解とする。
--------	--

(1) 施策体系: (1)-①-<sub>1</sub>・①-<sub>2</sub> / (2)-⑤- 【プロジェクト③】

具体施策推進プログラム	具体案
①- <sub>1</sub> 一般住宅及び事業所等への再生可能エネルギーの普及、導入促進	地中熱利用の“導入・使用比率”の拡大を図る。
①- <sub>2</sub> 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	
⑤発電等施策導入に向けた本格的な検討	

(2) 検討手法及び施行時期

一般的な認知度や費用対効果の面を考慮し、現段階では普及・啓発に重きを置くこととして、再生可能エネルギー所管課である環境共生課において、個人及び事業者等へのアプローチ(各種媒体を活用した広報や環境創出行為における調整事項<sup>\*</sup>への対応)を積極的に行っていく。

※積極的な導入を推奨する意見内容の追加

現行	変更
再生可能エネルギー(太陽光発電、地中熱利用等)の利用計画がある場合は事前に協議してください。	再生可能エネルギー(太陽光発電、 <u>小水力発電</u> 、 <u>地中熱利用</u> 等)の <u>積極的な導入を検討してください。</u> <u>なお、導入計画がある場合は事前に協議してください。</u> *調整時に基本指針(冊子)を事業者へ配布する

### Ⅲ その他の再生可能エネルギー編

既存事業の計画的な遂行、【総合評価(実効性)】及び【施策展開(具体施策推進プログラム)】、並びに社会情勢に鑑みた対応とする。

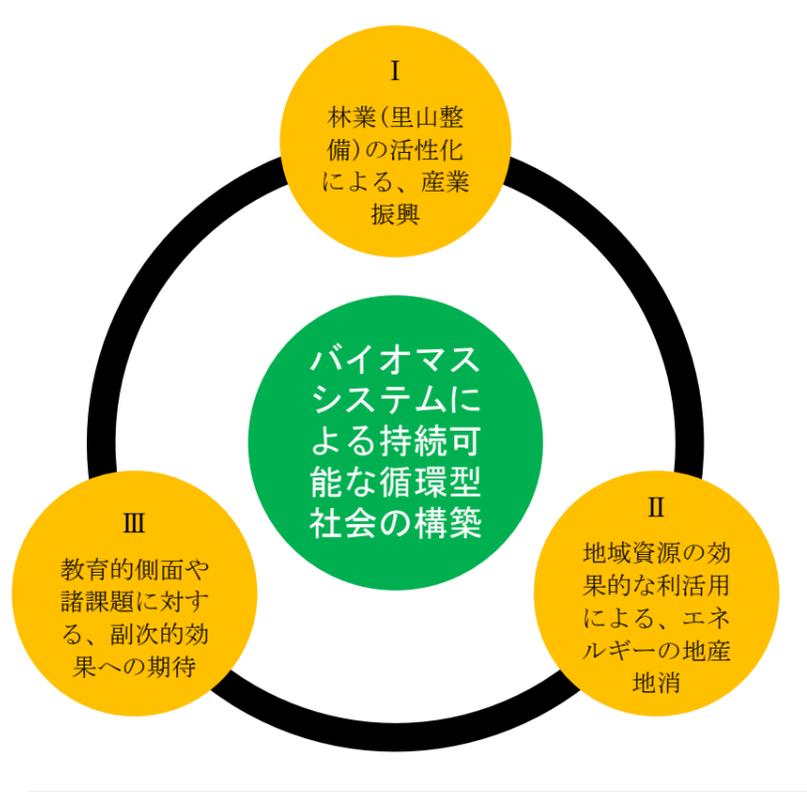
なお、上位評価であった「太陽光発電」については、重点プロジェクトへの位置づけは行っていないものの、多様な事業スキームを活用した取組みを検討する。

#### 【具体例】

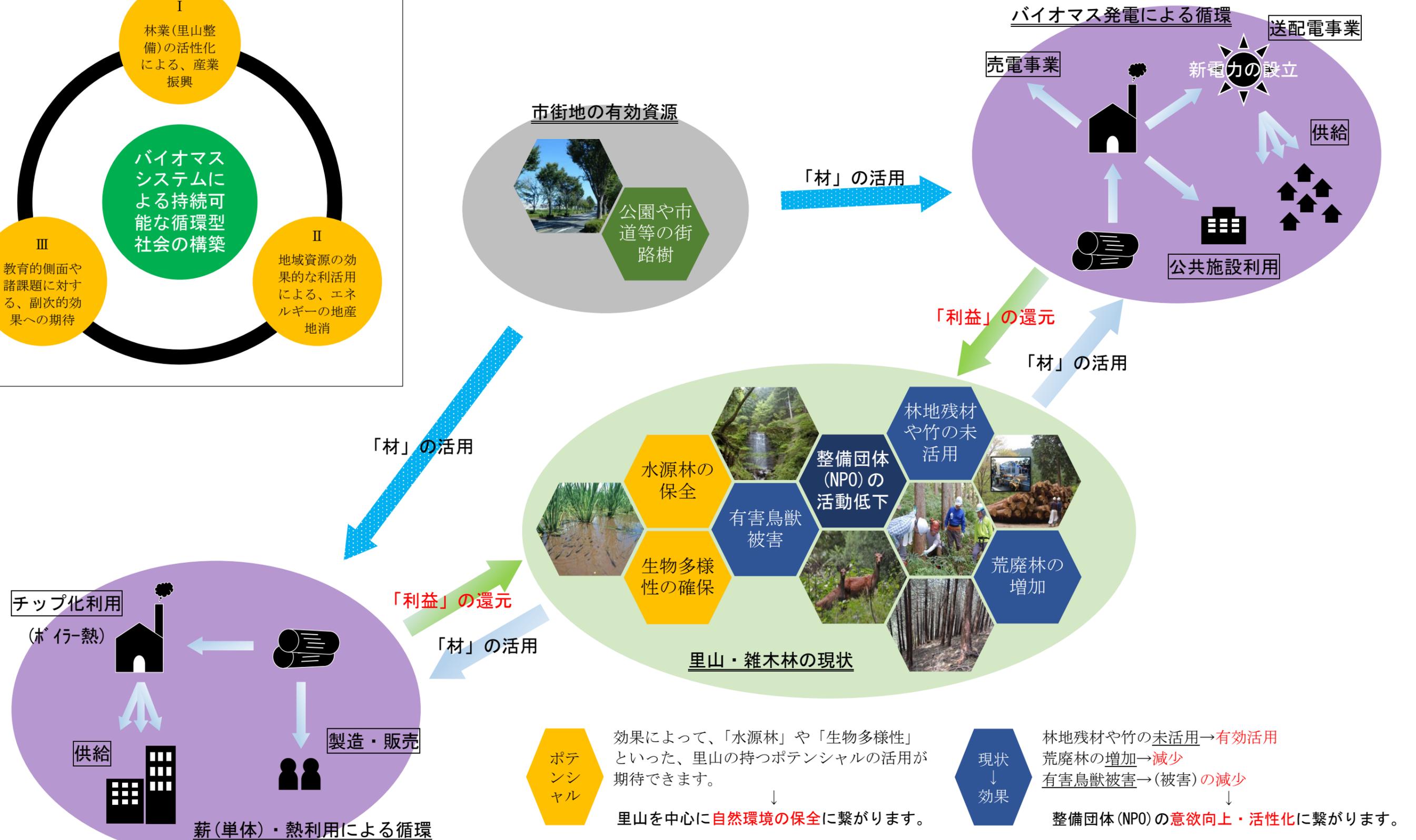
対象施設	東公民館
現状	非稼働の太陽光発電設備が設置されたままであり、東財産区からその撤去について、一部の経費負担を含んだ提案がなされている。
検討可能な事業スキーム	(撤去後)新設を前提とした場合、民間事業者による独自事業「発電設備の無償設置」、また、公共施設を対象とし、県が推進する「屋根貸し事業」とのマッチングによる展開を検討する。

重点プロジェクト①「木質バイオマス事業」の詳細について

1 事業相関図



2 事業イメージ図



政策会議付議事案書 (令和元年5月7日)

提案課名 開発指導課・行政経営課  
報告者名 澁谷 治 ・小泉 康男

事案名	宅地造成等規制法に係る権限移譲について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>平成18年の宅地造成等規制法（以下、宅造法）の改正に伴う宅地耐震化推進事業の創設以降、神奈川県とは宅地耐震化推進事業の事業主体と宅造法の権限移譲について協議を進めてきましたが、宅地耐震化推進事業の変動予測調査（第1.5次スクリーニング以降）を神奈川県が実施し、完了した時点で、県より宅造法の権限移譲を受けの方針で調整を行っています。</p> <p>市域に宅地造成工事規制区域がなく、宅造法に関する許可等の業務はありません。しかし、宅造法の権限を有することで、経年変化等によって災害のおそれがあると認められる既存の造成宅地について、「造成宅地防災区域」を指定し、宅地所有者等に災害防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は、命令することが可能となります。</p> <p>都市計画法（以下、都計法）に基づく許可制度では、このような規定がありませんが、都計法と宅造法をセットで所管することで、一体的な宅地造成行政の推進が可能となり、将来にわたって継続的に造成宅地の安全性が担保されるため、市民の安全安心につながるため、権限を受けるものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成18年 4月 改正宅造法の公布（同年9月30日施行）及び宅地耐震化推進事業の創設</p> <p>平成25年 ～ 宅地耐震化推進事業の事業主体について神奈川県と協議</p> <p>平成28年 7月 宅地耐震化推進事業の変動予測調査のうち第1次スクリーニング及び大規模盛土造成地マップの作成・公表までを本市が事業主体となり執行する方針を決定</p> <p>平成29年度 大規模盛土造成地変動予測調査（第1次スクリーニング）委託業務契約（平成30年1月完成）</p> <p>平成30年 8月 大規模盛土造成地マップの公表について、部長会議及び議員連絡会へ報告</p> <p>平成30年 9月 大規模盛土造成地マップの公表</p> <p>平成30年度 第2次スクリーニング計画の作成（第1.5次スクリーニング）以降の事業主体及び宅造法の権限移譲について神奈川県と協議</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>次のとおり、宅造法の権限を県から受けること。</p> <p>内容：地方自治法第252条の17の2に基づく「事務処理の特例に関する条例」に基づき、神奈川県が本市に同条例別表136に掲げる事務を委任する。</p> <p>【資料1】</p> <p>時期：権限移譲の時期は、秦野市に存する大規模盛土造成地の変動予測調査（必要に応じて「造成宅地防災区域」の指定まで）を神奈川県が完了した時点とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年5月 事務委任に関する覚書【資料4】を県と締結</li> <li>2 令和元年度 第2次スクリーニング計画の作成（第1.5次スクリーニング）を県が実施（必要に応じて、令和2年度に第2次スクリーニングや造成宅地防災区域の指定を県が実施）</li> <li>3 令和2～4年度 宅造法の権限移譲（県→市）</li> </ol> <p>※県と市で権限移譲の時期や変動予測調査方法を記載した覚書を締結します。</p>

※資料2：大規模盛土造成地の変動予測調査の進捗状況

資料3：宅造法の業務について

参考資料：宅地耐震化推進事業について

## 9 事務処理の特例に関する条例

(平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定め、もって市町村が処理する事務の範囲等の拡大を図ることを目的とする。

(市町村との調整)

第 2 条 県は、知事の権限に属する事務について調査及び検討し、市町村が処理することが適当と認められる場合には、その事務をできる限り市町村が処理することとするよう市町村との調整に努めるものとする。

2 市町村の長から県に対し、当該市町村が処理することとするよう要請があった知事の権限に属する事務についても、前項と同様とする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(以下略)

別表（第 3 条関係）（抜粋）

<p>134 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(2) 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(3) 法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(4) 法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニの規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(5) 法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(6) 法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニの規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(7) 法第 63 条第 3 項第 5 号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(8) 法第 63 条第 3 項第 6 号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(9) 法第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(10) 法第 68 条の 69 第 3 項第 6 号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。</p> <p>(11) (1) から (10) までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市（左欄(9)及び(10)並びに(11)に掲げる事務のうち法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ、法第 63 条第 3 項第 6 号、法第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ及び同項第 6 号の規定に係るものを除く。）、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市（横浜市及び川崎市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。）</p>
<p>136 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定により、宅地造成工事規制区域を指定すること。</p> <p>(2) 法第 3 条第 3 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成工事規制区域を公示すること。</p> <p>(3) 法第 4 条第 1 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、他人の占有する土地に立ち入ること。</p> <p>(4) 法第 5 条第 1 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、土地に試掘等を行うことについて許可すること。</p> <p>(5) 法第 5 条第 3 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、障害物を伐除し、その旨をその所有者及び占有者に通知すること。</p> <p>(6) 法第 7 条第 1 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。</p> <p>(7) 法第 7 条第 2 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、損失を受けた者と協議すること。</p>	<p>鎌倉市及び藤沢市（左欄(1)から(8)までに掲げる事務、左欄(19)に掲げる事務のうち法第 22 条第 3 項において準用する法第 14 条第 5 項の規定に係るもの、左欄(26)に掲げる事務のうち法第 23 条において準用する法第 18 条第 1 項の規定に係るもの、左欄(27)に掲げる事務のうち法第 23 条において準用</p>

<p>(8) 法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決を申請すること。</p> <p>(9) 法第8条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事を許可すること。</p> <p>(10) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について協議を行うこと。</p> <p>(11) 法第12条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の計画の変更を許可すること。</p> <p>(12) 法第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(13) 法第13条第1項の規定により、宅地造成に関する工事を検査すること。</p> <p>(14) 法第13条第2項の規定により、検査済証を交付すること。</p> <p>(15) 法第14条第1項の規定により、法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>(16) 法第14条第2項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(17) 法第14条第3項の規定により、宅地の使用を禁止し、制限し、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(18) 法第14条第4項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の執行の停止を命ずること。</p> <p>(19) 法第14条第5項(法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法第14条第2項及び第3項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせること。</p> <p>(20) 法第15条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成に関する工事についての届出を受理すること。</p> <p>(21) 法第15条第2項の規定により、宅地造成工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。</p> <p>(22) 法第15条第3項の規定により、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した旨の届出を受理すること。</p> <p>(23) 法第16条第2項の規定により、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(24) 法第17条第1項の規定により、宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(25) 法第17条第2項の規定により、宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(26) 法第18条第1項(法第23条において準用する場合を含む。)の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。</p> <p>(27) 法第19条(法第23条において準用する場合を含む。)の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。</p> <p>(28) 法第20条第1項の規定により、造成宅地防災区域を指定すること。</p> <p>(29) 法第20条第2項の規定により、造成宅地防災区域の全部又は一部について同条第1項の指定を解除すること。</p> <p>(30) 法第21条第2項の規定により、造成宅地所有者等に対して、法第20条第1項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(31) 法第22条第1項の規定により、造成宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(32) 法第22条第2項の規定により、造成宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。</p> <p>(33) (1)から(32)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>する法第19条の規定に係るもの及び左欄(28)から(32)までに掲げる事務にあつては、鎌倉市に限る。)</p>
<p>137 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。)並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>逗子市、葉山町及び湯河原町</p>
<p>139 都市計画法(以下この項において「法」という。)及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下この項において「政令」という。)並びに法、政令及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。)の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第29条の規定により、開発行為を許可すること。</p> <p>(2) 法第34条第13号の規定により、既存の権利者の届出を受理すること。</p>	<p>鎌倉市、藤沢市及び秦野市</p>

## 大規模盛土造成地の変動予測調査の進捗状況

H31.4.23

## ① 変動予測調査等の実施状況（H30.11.1）

項目	全国	神奈川県内
変動予測調査着手	86.2%	100%
第一次スクリーニング完了	70.8%	100%
大規模盛土造成地の有無等の公表(マップ公表)	65.9%	100%

## ② 宅地耐震化推進事業 H31県内の進捗状況（H31.4.23）

指定都市	横浜市	地元説明後 2次スク着手	川崎市	2次スク着手
	相模原市	2次スク着手		
中核市	横須賀市	1次スク終了 マップ公表済 1.5次検討中		
施行時特例市	平塚市	1次スク終了 マップ公表済	小田原市	1.5次スク着手
	茅ヶ崎市	1次スク終了 マップ公表済	厚木市	1次スク終了 マップ公表済
	大和市	1.5次スク着手		
その他 (都市計画法 の事務処理市)	鎌倉市	1次スク終了 マップ公表済	藤沢市	1次スク終了 マップ公表済
	秦野市	1次スク終了 マップ公表済		
その他 (県が所管す る市町村)	逗子市	1.5次スク着手	三浦市	1.5次スク着手
	伊勢原市	//	海老名市	//
	座間市	//	南足柄市	//
	綾瀬市	//	葉山町	//
	寒川町	//	大磯町	//
	二宮町	//	中井町	//
	大井町	//	松田町	//
	山北町	//	開成町	大規模盛土造成地 が存在していない
	箱根町	//	真鶴町	1.5次スク着手
	湯河原町	//	愛川町	大規模盛土造成地 が存在していない
	清川村	大規模盛土造成地 が存在していない		

上記表内の太線黒枠内は、都市計画法の開発許可の権限を有している市です。

その内、宅造法の権限を有している市は灰色で着色されています。

## 宅地造成等規制法の業務について

## □ 造成宅地防災区域指定があった場合の業務について

権限移譲がない場合							
	勧告・改善命令	滑動崩落防止工法及び工事設計※	設計内容審査	補助金申請	工事契約	工事検査	指定解除
神奈川県	○	△(技術的支援)	○			○	○
秦野市(土地所有者)		○	○	○	○	○	
権限移譲を行った場合							
	勧告・改善命令	滑動崩落防止工法及び工事設計※	設計内容審査	補助金申請	工事契約	工事検査	指定解除
神奈川県		△(技術的支援)	△(技術的支援)			△(技術的支援)	
秦野市(土地所有者)	○	○	○	○	○	○	○

上記の業務範囲については予測したものです。

県は造成宅地防災区域の指定後の流れについて、国内で事例がなく業務範囲については回答できないとしていますが、今後、県下で協議会等の設立し、その中で内容を協議し進めていくとの考えです。

※国交省のガイドラインにおいて、「造成宅地防災区域」の指定を行う前の変動予測調査において、適用可能な工法を検討し目処をつけておくことは、その後の合意形成を円滑に進めるうえで有効であると記載されているため、ある程度の工法や工事は把握できています。

## □ 造成宅地防災区域指定がない場合の業務について(現状のまま移譲)

通常の宅地造成等規制法の業務				
	造成工事規制区域の指定	規制区域内の工事の許可業務	規制区域外の造成宅地防災区域の指定	宅造法にもとづく認定工法や国からの調査
秦野市の権限	○	○	○	○
今後の業務予定	なし	なし	なし	年に数件程度
備考	神奈川県下では造成工事規制区域の指定は昭和37年の区域指定によるものであり、市が要望をあげて当時国が指定したものです。以降、新たな工事規制区域の指定はされていません。	左記の工事規制区域の設定がされていないことから許可等の業務はありません	神奈川県が大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、必要に応じて造成宅地防災区域の指定を行った後のため、現状あらたに指定を行うような事案はありません	許可業務等がないため、調査の回答もほとんどが「なし」の回答となります。また認定工法も従来都計法からの照会で処理していたため、従来の業務に追加されるものはありません
移譲事務交付金	造成工事規制区域の指定、造成宅地防災区域の指定、造成工事規制区域内の許可業務などの業務がないため、実際の業務に応じた交付金は発生しませんが、業務量に関らない需用費について年に1万円程度の交付があります。			

宅地造成等規制法に係る事務委任に関する覚書（案）

神奈川県

秦野市

## 覚 書

神奈川県（以下「甲」という。）と秦野市（以下「乙」という。）は、宅地造成等規制法（以下「法」という。）に係る事務委任について、次のとおり覚書を締結する。

### （事務委任）

第1条 乙が平成30年度に公表した大規模盛土造成地について、甲が第二次スクリーニング計画の作成、第二次スクリーニング及び法第20条に基づく造成宅地防災区域の指定（以下「調査業務等」という。）を完了した時点で、事務処理の特例に関する条例に基づき、甲は乙に別表1に掲げる事務（以下「許可事務等」という。）を委任する。

### （委任手続きの時期）

第2条 原則として、乙は甲が実施する調査業務等の完了後速やかに許可事務等を執ることとし、事務委任に必要な手続きは調査業務等の進捗状況を見据えながら平行して行うものとする。

### （調査業務等の対象範囲）

第3条 乙が平成30年度に公表した別表2に掲げる大規模盛土造成地とする。ただし、甲が実施する第二次スクリーニング計画の作成において、新たに判明した大規模盛土造成地については、甲及び乙の協議により箇所数の変更を行うものとする。

### （調査業務等の手法）

第4条 第二次スクリーニング計画の作成の手法は、別記のとおりとする。また、第二次スクリーニング及び造成宅地防災区域の指定については、今後、甲が手法を検討するものとし、当該手法に基づき行うものとする。

### （調査業務等の協力）

第5条 乙は、甲が実施する調査業務等について、資料収集（開発登録簿、地質データ等）に協力するものとする。

2 地元関係者等との調整が必要な場合は、甲及び乙が協力して行うものとする。

(調査業務等の完了)

第6条 調査業務等は、以下のいずれかを満たし、その内容を甲が乙に報告した時点で完了とする。事務委任後、調査業務等に係る内容は、乙に帰属するものとする。

(1) 甲発注の委託業務において第二次スクリーニングの対象箇所が存在しないものと判明した場合

(2) 甲発注の委託業務完成時点において、法第20条に基づく造成宅地防災区域の指定の必要がないものと判明した場合

(3) 甲が法第20条に基づく造成宅地防災区域の指定を行った時点

2 地元関係者等との調整により、第二次スクリーニングの実施や造成宅地防災区域の指定ができない場合は、甲及び乙が協議して完了の時点を決めるものとし、協議が整わない場合は、その時点で完了したものとする。

(大規模盛土造成地マップの更新)

第7条 甲が実施する第二次スクリーニング計画の作成において、大規模盛土造成地の箇所数や範囲の変更が生じた場合は、乙が大規模盛土造成地マップの公表主体として、更新並びに公表の必要性等を判断し、実施するものとする。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して処理するものとする。

上、覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 神奈川県知事 黒岩 祐治

印

乙 秦野市長 高橋 昌和

( 別 表 1 )

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務

- (1) 法第 3 条第 1 項の規定により、宅地造成工事規制区域を指定すること。
- (2) 法第 3 条第 3 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成工事規制区域を公示すること。
- (3) 法第 4 条第 1 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、他人の占有する土地に立ち入ること。
- (4) 法第 5 条第 1 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、土地に試掘等を行うことについて許可すること。
- (5) 法第 5 条第 3 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、障害物を伐除し、その旨をその所有者及び占有者に通知すること。
- (6) 法第 7 条第 1 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。
- (7) 法第 7 条第 2 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、損失を受けた者と協議すること。
- (8) 法第 7 条第 3 項（法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、収用委員会に土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 94 条第 2 項の規定による裁決を申請すること。
- (9) 法第 8 条第 1 項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事を許可すること。
- (10) 法第 11 条（法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について協議を行うこと。
- (11) 法第 12 条第 1 項の規定により、宅地造成に関する工事の計画の変更を許可すること。
- (12) 法第 12 条第 2 項の規定により、宅地造成に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。
- (13) 法第 13 条第 1 項の規定により、宅地造成に関する工事を検査すること。
- (14) 法第 13 条第 2 項の規定により、検査済証を交付すること。
- (15) 法第 14 条第 1 項の規定により、法第 8 条第 1 項本文又は第 12 条第 1 項の許可を取り消すこと。
- (16) 法第 14 条第 2 項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。
- (17) 法第 14 条第 3 項の規定により、宅地の使用を禁止し、制限し、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。
- (18) 法第 14 条第 4 項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の執行の停

止を命ずること。

- (19) 法第 14 条第 5 項（法第 17 条第 3 項及び第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、法第 14 条第 2 項及び第 3 項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせること。
- (20) 法第 15 条第 1 項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成に関する工事についての届出を受理すること。
- (21) 法第 15 条第 2 項の規定により、宅地造成工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。
- (22) 法第 15 条第 3 項の規定により、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した旨の届出を受理すること。
- (23) 法第 16 条第 2 項の規定により、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- (24) 法第 17 条第 1 項の規定により、宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。
- (25) 法第 17 条第 2 項の規定により、宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。
- (26) 法第 18 条第 1 項（法第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。
- (27) 法第 19 条（法第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。
- (28) 法第 20 条第 1 項の規定により、造成宅地防災区域を指定すること。
- (29) 法第 20 条第 2 項の規定により、造成宅地防災区域の全部又は一部について同条第 1 項の指定を解除すること。
- (30) 法第 21 条第 2 項の規定により、造成宅地所有者等に対して、法第 20 条第 1 項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- (31) 法第 22 条第 1 項の規定により、造成宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。
- (32) 法第 22 条第 2 項の規定により、造成宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。
- (33) (1)から(32)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

( 別 表 2 )

No.	盛土番号	場所	盛土形式
1	H0260	菖蒲 1243, 1247	腹付け
2	H0310	菖蒲 667-イ, -ロ	腹付け
3	T0330	八沢 87-1, 89-1, 135, 141-2	谷埋め
4	H0380	八沢 1146-10, -11, -12	腹付け
5	T0390	菖蒲 57, 58, 1146-13	谷埋め
6	H0450	千村 514-1, 515-1	腹付け
7	T0530	渋沢 2136, 2185, 2191, 2201~2320	谷埋め
8	H0560	栃窪 75-16, -18, -37~39	腹付け
9	T0620	平沢 2407	谷埋め
10	T0650	三屋 99-3, -4, 100-7, 101, 102-2, -12, 192	谷埋め
11	H0700	曾屋 691-7, -8, -10	腹付け
12	T0750	東田原 51-1, -2, -52	谷埋め
13	H0760	東田原 61-7, -10, -13~17, 111-2, -16	腹付け
14	T0880	曾屋 2 丁目 1965, 1990~1992	谷埋め
15	H0890	曾屋 2 丁目 1982, 1986	腹付け
16	H0960	落合 236-1, -16	腹付け
17	T0970	落合 77, 78, 237, 240, 243	谷埋め
18	H0980	名古木 312, 320	腹付け
19	T1240	今泉 1012, 1014, 1015, 1031, 1037, 1047	谷埋め
20	T1320	今泉台 1 丁目 11-1~14, 18-2	谷埋め
21	T1360	尾尻 939, 940, 942	谷埋め
22	T1400	尾尻 338	谷埋め
23	T1410	尾尻 338	谷埋め
24	H1420	尾尻 362	腹付け
25	T1450	尾尻 450	谷埋め
26	H1500	尾尻 399、上大槻 1063	腹付け
27	H1520	尾尻 358、西大竹 358	腹付け
28	T1550	上大槻 905-1	谷埋め
29	T1560	尾尻 559、立野台 3 丁目 3, 4	谷埋め
30	T1580	立野台 1 丁目 1~4、3 丁目 2~21、南ヶ丘 5 丁目 1	谷埋め
31	T1581	立野台 3 丁目 14~16, 19、南ヶ丘 5 丁目 1	谷埋め

No.	盛土番号	場所	盛土形式
32	T1590	南が丘 1 丁目 4~6	谷埋め
33	T1600	南が丘 3 丁目 3、4 丁目 3、4、5、5 丁目 3	谷埋め
34	T1610	南が丘 2 丁目 2	谷埋め
35	H1640	曾屋 5737-1, 5766	腹付け
36	H1650	曾屋 5727-1, 5730	腹付け
37	T1690	南矢名 1719	谷埋め
38	T1730	南矢名 1751, 1752, 1754, 1762, 1763, 1764	谷埋め
39	T1750	南矢名 1855, 1857, 1798	谷埋め
40	T1780	南矢名 1130, 1208, 1216, 1217	谷埋め
41	T1800	南矢名 1103, 1108, 1109, 1101, 1115, 1125	谷埋め
42	T1810	南矢名 1024	谷埋め
43	H1880	南矢名 912, 924	腹付け
44	T2020	南矢名 484, 491, 494~497, 500	谷埋め
45	T2090	南矢名 2 丁目 46, 47, 56, 58, 59, 61	谷埋め
46	H2110	南矢名 2 丁目 33, 34	腹付け
47	T2240	北矢名 666	谷埋め
48	T2250	北矢名 666	谷埋め
49	T2290	北矢名 666, 341	谷埋め
50	T2340	鶴巻 1662, 1677, 1788	谷埋め
51	T2400	鶴巻南 2 丁目 1130, 1574~1592	谷埋め
52	T2420	鶴巻南 2 丁目 901~ 909, 1020, 1031, 10335, 1040, 1071, 1558	谷埋め
53	T2500	鶴巻 2073, 2074, 2086	谷埋め
54	T2510	鶴巻 2051, 2059, 2062, 2074, 2086	谷埋め
55	H2570	鶴巻北 2 丁目 1329	腹付け
56	H2580	鶴巻北 2 丁目 1329	腹付け
57	T2610	鶴巻南 5 丁目 493-7, 553~555	谷埋め
58	T2650	曾屋 6017~6022, 6025~6027	谷埋め
59	T2670	曾屋 6021, 6023~6029	谷埋め
60	T2710	平沢 1999, 2114, 2072	谷埋め
61	H2780	曾屋 5116-3	腹付け

( 別 記 )

第二次スクリーニング計画の作成の調査手法は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」(国土交通省、平成 27 年 5 月)に基づき、以下のとおりとする。

➤ 基礎資料収集

調査実施に必要な下記の資料は、乙から業務受注者(以下「丙」という。)に貸与する。国土地理院発行の表層地質図、航空写真等については丙が入手する。

調査実施に必要な資料：乙が平成 29 年度に実施した業務報告書

➤ 地形区分の整理

国土地理院発行の土地条件図等を用いて各大規模盛土造成地の地形区分を整理する。

➤ 造成年代の調査

造成関係の資料や空中写真をもとに、各大規模盛土造成地の造成年代を調査し、次の区分により整理する。

区分	造成年代	備考
I	昭和 37 年以前	宅地造成工事規制区域の指定日以前
II	昭和 38 年～昭和 49 年	
III	昭和 50 年以降	昭和 40 年代の規制強化後

造成年代の特定は貸与する開発登録簿等の造成関係の資料によるものとし、これによらない場合は空中写真により確認する。

➤ 盛土材料等の調査

国土地理院所有の表層地質図及び貸与する造成関係資料を用いて各大規模盛土造成地の盛土材料の種類及び盛土下の不安定土層の分布の有無を推定する。

➤ 現地踏査

現地踏査は、優先度の評価の各指標を整理するもので、現地踏査チェックリスト(別紙 1)及びガイドラインを参考に実施する。

なお、擁壁や宅地等に顕著な変状が認められ、災害発生の恐れが切迫していると判断された場合は、速やかにその状況を把握し、造成宅地防災区域の指定に向けた検討を行う。

➤ 宅地カルテの作成

現地踏査を実施した大規模盛土造成地ごとに、その結果を宅地カルテ（別紙2）に取りまとめるものとし、また乙が平成29年度に実施した調査結果も反映させることとする。

➤ 優先度評価

基礎資料調査、現地踏査の結果に基づき、優先度の評価フロー（別紙3）により優先度の判定を行い、被害規模評価指標（別紙4）及びモデル断面の安定計算により同一ランク内の順位付けを行う。

➤ 覚書第6条第1項（1）に掲げる第二次スクリーニングの対象箇所判断

甲は、優先度評価フローにより、崩壊に至る危険要素となる『宅地地盤・擁壁・のり面に変状が見受けられ』、かつ『盛土及び擁壁の形状と構造が標準的なものでなかった』又は『湧水がある』と判定された箇所【崩壊確率指標：B1-1、B1-2、B3-1、B3-2、B2-1、B2-2】について、特に大地震時に滑動崩落の可能性が高いと判断し、当該箇所を第二次スクリーニングの対象としていることから、同様の判断を行うものとする。

宅地耐震化推進事業について

令和元年 5 月 7 日

開発指導課作成

1 目的

阪神淡路大震災（平成 7 年）、新潟県中越地震（平成 16 年）の際に、谷埋め型及び腹付け型の大規模な造成宅地（大規模盛土造成地 ※1）において、崖崩れ又は土砂の流出による被害（滑動崩落 ※2）が発生しました。

これを受けて平成 18 年に宅地造成等規制法が改正され、併せて「宅地耐震化推進事業」が創設され、既存の造成宅地について次のフローによる予防対策の必要が生じました。

2 宅地耐震推進事業のフロー

(1) 変動予測調査

ア 第一次スクリーニング ※3

過去の地形図や航空写真と現在地形図を比較し、大規模盛土造成地の有無を調査

イ 大規模盛土造成地マップの作成

大規模盛土造成地の有無、位置及び種別等についてマップを作成

ウ 大規模盛土造成地マップの公表

広報はだのにマップが市 HP で閲覧できる旨掲載、市 HP でマップ公表

エ 第二次スクリーニング計画の作成（神奈川県）※4

第一次スクリーニング及び簡易地盤調査等により優先度を適切に評価する。

オ 第二次スクリーニング（神奈川県）※5

地盤調査及び安定計算により滑動崩落の恐れのある大規模盛土造成地の抽出を行う。

カ 宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定・勧告・改善命令※6

滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地について造成宅地防災区域の指定・勧告・改善命令を行うことができる。

※神奈川県が必要に応じて指定を行う、その後、市に権限が委譲される。

よって、勧告や改善命令は市が行うこととなる。

(2) 滑動崩落防止事業（区域指定された宅地所有者等が行う）

ア 滑動崩落対策工法の選定・設計 ※7

抑制工：地下水排除工、間隙水圧排除工 など

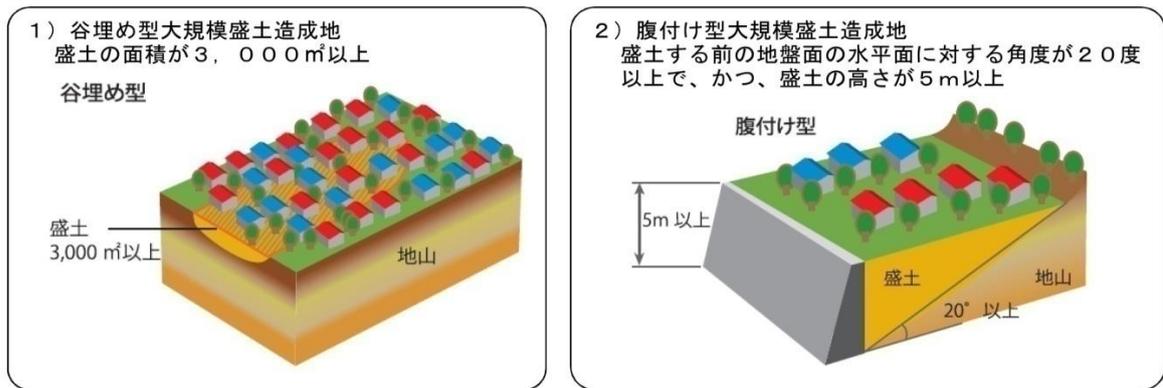
抑止工：抑止杭工、グラウンドアンカー工 など

イ 滑動崩落対策工事の実施

ウ 宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の解除

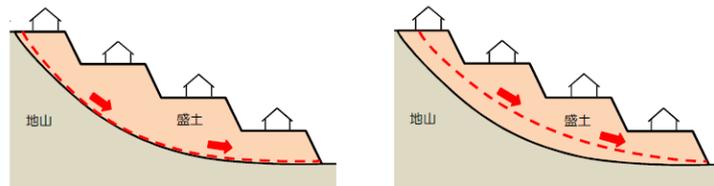
エ 滑動崩落対策施設の維持管理・保全

※1 大規模盛土造成地

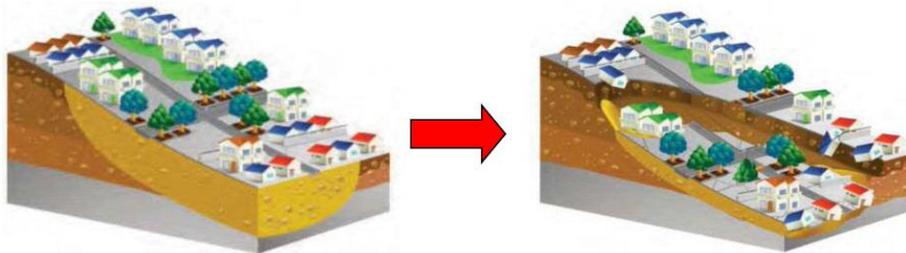


※2 滑動崩落のイメージ

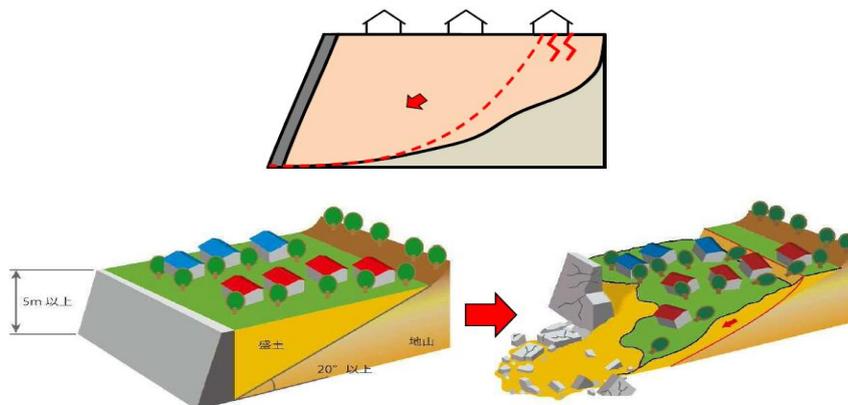
谷埋め型



（主として地震時に宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として大規模盛土造成地全体、または大部分が斜面下部へ移動する）

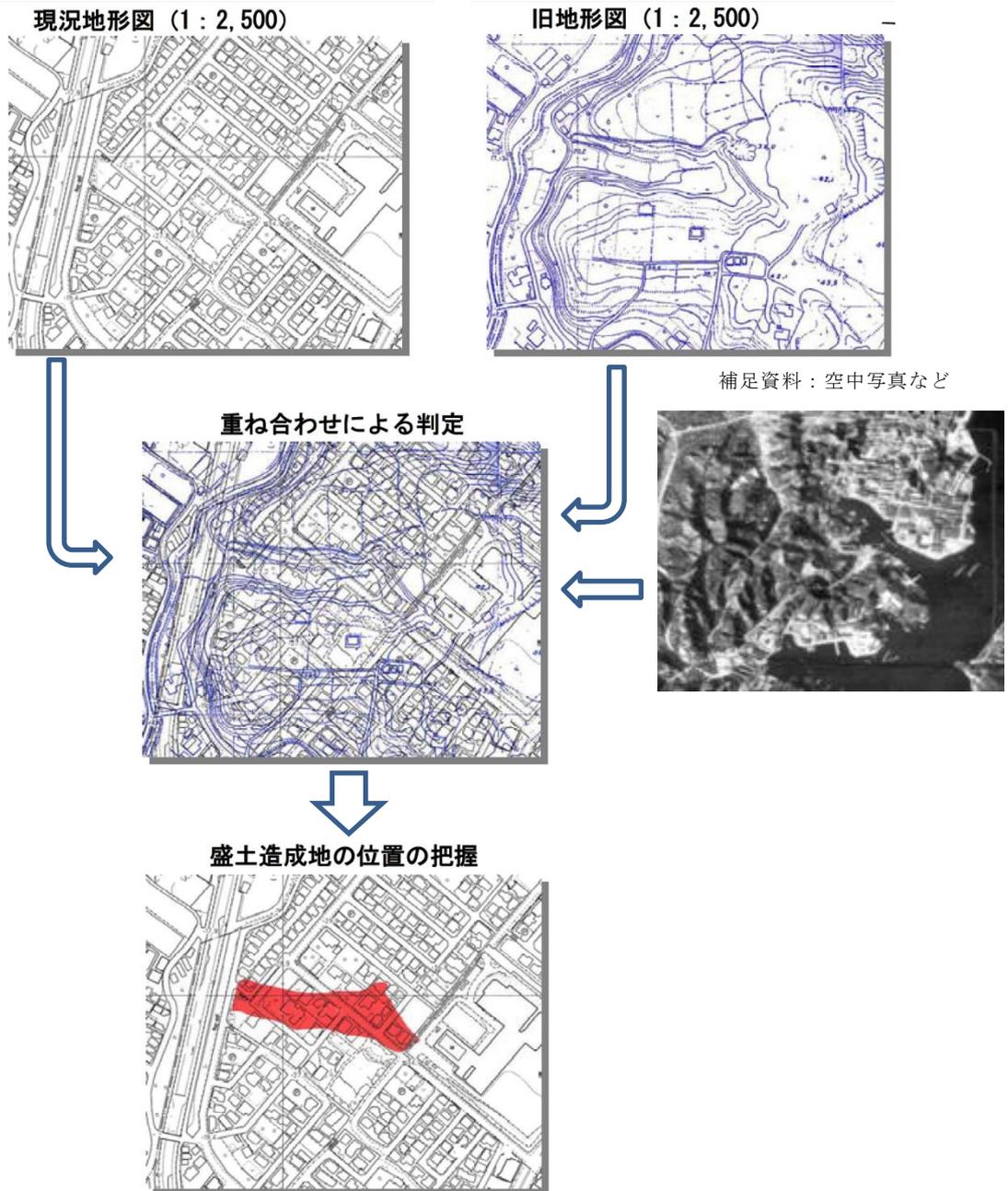


腹付け型



地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回り、盛土の地滑りの変動が生じることを「滑動崩落」と呼びます。

※3 変動予測調査（第一次スクリーニング）のイメージ



※ 4 第二次スクリーニング計画の作成(第 1.5 次スクリーニングイメージ)

優先度評価のフロー事例

(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説) より抜粋

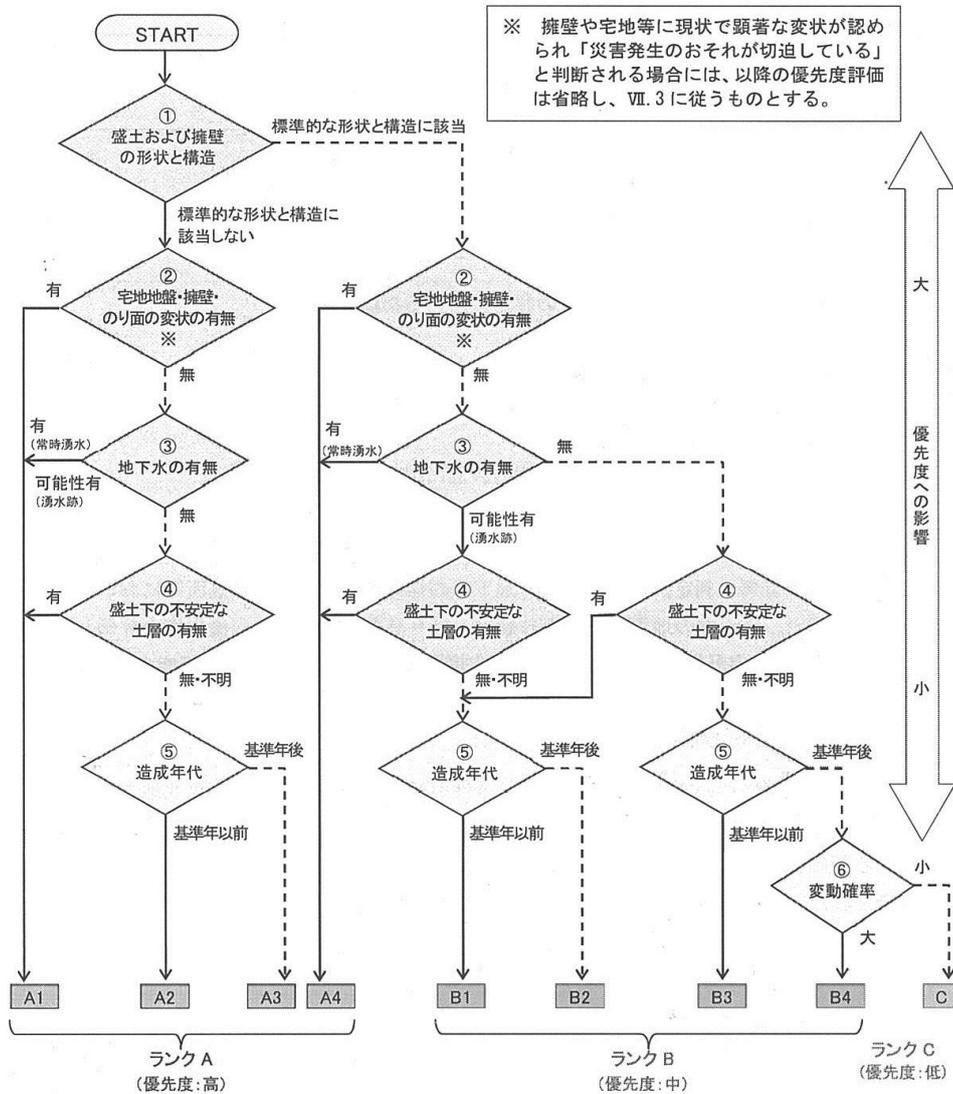


図 V.3.1 優先度の評価フロー

表 V.3.1 被害規模のランクの評価(例)

		保全対象の公共施設等の数		
		2つ以上該当	1つ該当	該当なし
保全対象の住宅数	〇戸以上	a	b	c
	10~〇戸	b	c	d
	1~9戸	e	e	e

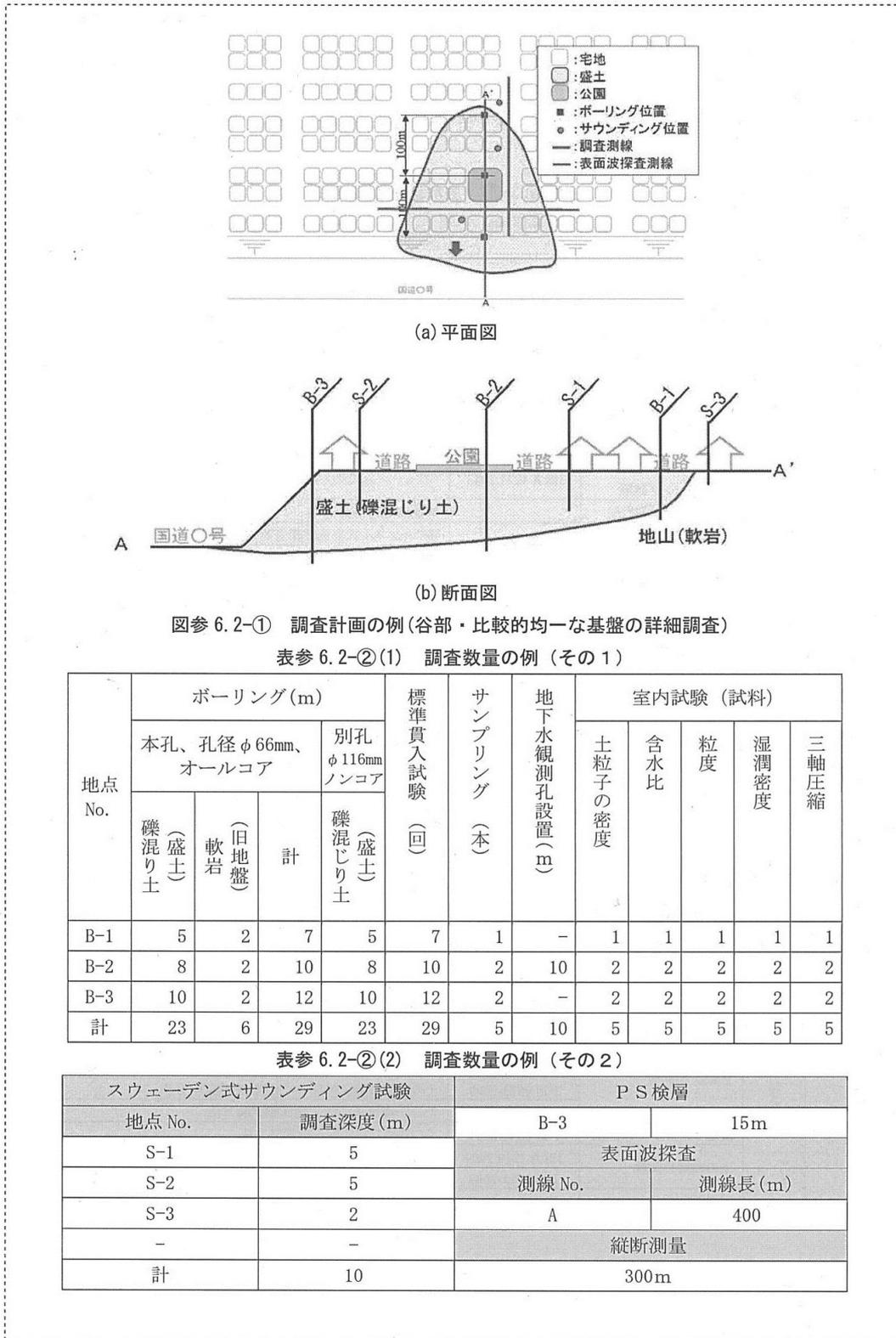
被害規模の大きさ	大 ← → 小				
被害規模のランク	a	b	c	d	e
滑動崩落が生じた際の被害規模	非常に大きい	大きい	中程度	やや小さい	小さい

※住宅数の区分や保全対象数の基準は、各地方公共団体で判断してよい。

※5 第二次スクリーニングイメージ

地質調査数量の事例

(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説) より抜粋



## ※6 造成宅地防災区域指定の流れイメージ

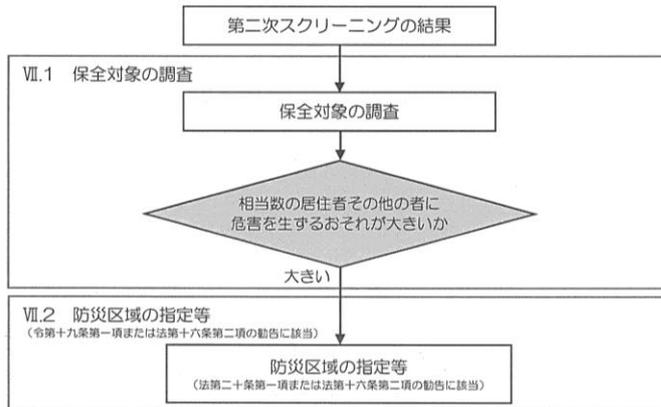
(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説) より抜粋

### Ⅶ. 防災区域の指定等

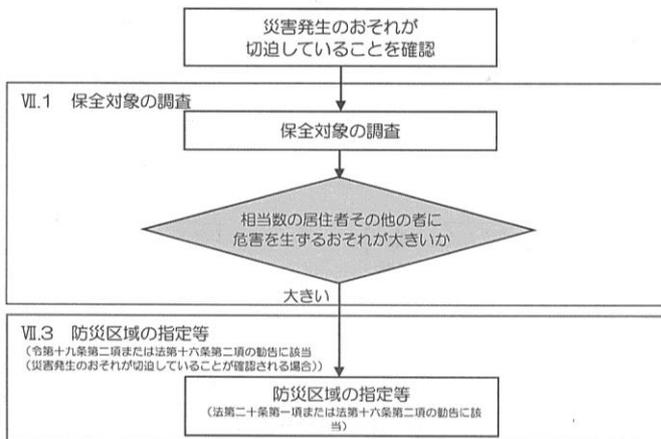
防災区域の指定等にあたっては、変動予測の結果、崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあると判断された場合、もしくは災害発生のおそれが切迫していることが確認される場合に、相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きいかどうかを判断し、防災区域の指定等を行うものとする。

#### 【解説】

変動予測による場合の防災区域の指定等の流れを図Ⅶ.1、災害発生のおそれが切迫していることが確認される場合の防災区域の指定等の流れを図Ⅶ.2に示す。



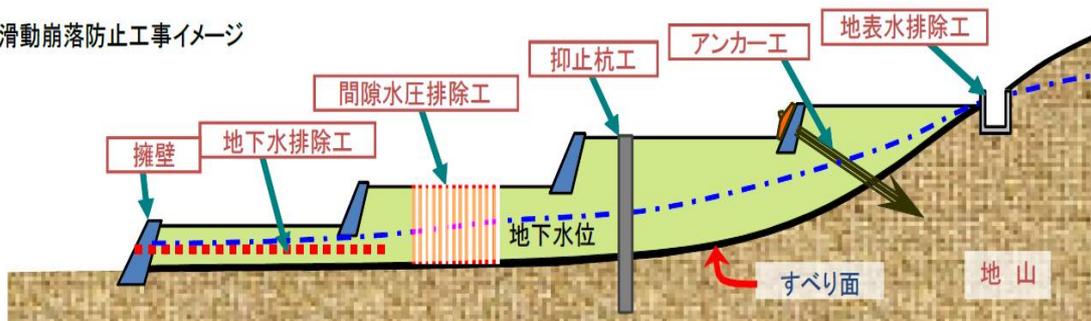
図Ⅶ.1 変動予測による場合の防災区域の指定等の流れ



図Ⅶ.2 災害発生のおそれが切迫していることが確認される場合の防災区域の指定等の流れ

## ※7 滑動崩落対策工法のイメージ

### 滑動崩落防止工事イメージ



政策会議付議事案書 (令和元年5月7日)

提案課名 保育こども園課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>今国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が審議されていますが、可決された場合、本年10月から幼稚園、保育所、認定子ども園を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料及び住民税非課税世帯に属する0歳から2歳の子どもの利用料が無償となるため、本市において利用料を定める条例の一部改正等を行うものです。</p> <p>また、保育料は国が定める水準（国基準）を上限として、世帯の所得状況を勘案し、市が決定していますが、本市の保育料が県内各市と比較して最も低い水準にあることや保育需要が増大する中で市の財政負担が大きくなっていることから、今後も安定的・継続的に保育を提供していくため、公的負担と利用者負担の適正化を図るものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 保育無償化にかかる国の動き 平成30年12月 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の関係閣僚合意（無償化のための具体的な制度設計と法制化に向けた検討を進めることを決定） 平成31年 2月 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育の無償化）を閣議決定 同年 4月 衆議院本会議で可決 現在、参議院内閣委員会に付託され審議中</p> <p>2 保育料の適正化にかかる本市の動き 平成12年 3月 保育料の改定 平成30年11月 保育料の改定に向けた検討状況を市長に報告 平成31年 3月 文教福祉常任委員会協議会で保育料の改定に向けた検討状況を報告</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>「秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例」及び「秦野市特定教育・保育および特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例」の一部を、次のとおり改正すること。</p> <p>(1) 3歳から5歳の利用者負担額を無償とすること。</p> <p>(2) 無償化を適用する区分を、3歳になって初めて迎える4月以降の保育料からとすること。</p> <p>(3) 法改正に伴う語句の変更（「支給認定」を「教育・保育給付認定」に変更）</p> <p>(4) 0歳から2歳の利用者負担額を、国基準に対する県内各市の平均値である約71%程度にあわせるため別紙のとおり改定すること。</p> <p>(5) (4)については、3年間の経過措置を設けること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和元年 5月 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布（予定）</p> <p>同年 5月 子ども・子育て支援法施行令の一部改正（予定）</p> <p>同年 6月 令和元年第2回定例会に条例改正案を上程</p> <p>同年10月 3歳から5歳の保育料の無償化を開始</p> <p>令和2年 4月 0歳から2歳の利用者負担額をかいでの適正化を施行</p>

## (別紙) 利用者負担額改定案

階層 区分	国基準 A	現行		改定案		改定額 D (C-B)	改定率 (D/B)
		B	国基準割合 B/A	C	国基準割合 (C/A)		
C	19,500 円	6,500 円	33.3 %	6,500 円	33.3 %	0 円	0.0 %
D1		8,500 円	43.6 %	9,000 円	46.2 %	500 円	5.9 %
D2	30,000 円	9,900 円	33.0 %	12,600 円	42.0 %	2,700 円	27.3 %
D3		11,300 円	37.7 %	14,300 円	47.7 %	3,000 円	26.5 %
D4		13,100 円	43.7 %	16,600 円	55.3 %	3,500 円	26.7 %
D5		15,500 円	51.7 %	19,600 円	65.3 %	4,100 円	26.5 %
D6	44,500 円	20,500 円	46.1 %	27,500 円	61.8 %	7,000 円	34.1 %
D7		24,500 円	55.1 %	31,000 円	69.7 %	6,500 円	26.5 %
D8		30,400 円	68.3 %	36,000 円	80.9 %	5,600 円	18.4 %
D9		33,300 円	74.8 %	38,000 円	85.4 %	4,700 円	14.1 %
D10	61,000 円	35,900 円	58.9 %	45,400 円	74.4 %	9,500 円	26.5 %
D11		38,800 円	63.6 %	48,900 円	80.2 %	10,100 円	26.0 %
D12		42,000 円	68.9 %	50,300 円	82.5 %	8,300 円	19.8 %
D13	80,000 円	46,000 円	57.5 %	57,100 円	71.4 %	11,100 円	24.1 %
D14		48,200 円	60.3 %	58,900 円	73.6 %	10,700 円	22.2 %
D15		53,600 円	67.0 %	60,200 円	75.3 %	6,600 円	12.3 %
D16		58,200 円	72.8 %	60,700 円	75.9 %	2,500 円	4.3 %
D17	104,000 円	62,100 円	59.7 %	65,100 円	62.6 %	3,000 円	4.8 %
D18		65,500 円	63.0 %	67,500 円	64.9 %	2,000 円	3.1 %
平均(単純平均)			55.7 %	—	65.7 %	5,337 円	18.4 %

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例（骨子）

## 1 幼児教育・保育無償化への対応

### (1) 趣旨

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等により、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料及び住民税非課税世帯に属する0歳から2歳の子供の利用料が無償となるため、本市の利用者負担額（保育料）を定める条例の一部を改正するものです。

### (2) 一部改正の内容

#### ア 利用者負担額（保育料）の無償化

3歳から5歳の保育料については、国・県・市による公費負担となり無償となるため、保育料を定める別表1及び別表2について削除します。なお、住民税非課税世帯に属する3歳未満の保育料は、本市の条例では既に無償としているため、改正は行いません。

#### イ 支給認定区分の変更に伴う保育料の取扱いの変更

利用を開始した日において3歳未満であった3号支給認定子どもが年度の途中で3歳に達した場合、支給認定はその翌月から2号に変更となります。本市では、これに合わせて保育料も2号認定に変更する取扱いをしてきましたが、無償化が適用されるのは、3歳になって始めて迎える4月以降の保育料としていることから、この取扱いに合わせるため3歳に達した年度内は保育料の変更を行わないよう改正します。

#### ウ 用語の変更

市町村が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること、区分及び保育の必要量の認定を行うことを「支給認定」としてありますが、法改正により「教育・保育給付認定」と定義づけられたため、文言の正を行います。

### (3) 条例施行の日

令和元年10月1日施行（予定）

### (4) 経過措置

令和元年度中に3歳になる子どもについては、令和2年度から無償化の

対象になるため、経過措置として令和元年度においては改正前の保育料負担額の規定を適用するものです。

## 2 利用者負担額（保育料）の適正化について

### (1) 趣旨

認可保育所等の運営に要する経費は、国・県・市及び保護者からの保育料で分担することになっています。保育料は、国が定める水準（国基準）を上限として、世帯の所得状況を勘案して市が決定しています。本市では、平成12年度以降、基本的には保育料の見直しは行わず、国の基準との差額分については本市が独自に上乗せして負担することにより、保護者の経済的な負担を軽減してきました。

しかし、県内他市（政令指定都市及び中核市を除く14市）と比べて本市の保育料が最も低い水準にあることや、保育需要が増大する中で、市の財政負担が大きくなっていることから、今後も安定的・継続的に保育を提供していくため、公的負担と利用者負担の適正化を図るものです。

### (2) 一部改正の内容

ア 令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化の対象とならない3号支給認定子ども（3歳未満。市町村民税非課税世帯を除く。）の国基準に対する本市の保育料の割合は約55%で、県内各市の中で唯一60%を下回り、平均値（71%）と比べても約16ポイント下回るなど、他市と比べて最も低い水準となっているため、平均値まで引き上げます。

イ 階層区分ごとに県内各市の平均値と比較した場合、大きなバラつきが生じています。このため、階層区分ごとの公平性に留意し、現在の保育料を基準にして一律に改定率を適用するのではなく、階層区分ごとの保育料がそれぞれ県内他市の平均値となるよう改定を行います。

ウ 「保育短時間認定」の保育料の設定については、国の基準に基づき「保育標準時間認定」保育料の98.3%を基本に設定します。

### (3) 条例施行の日

令和2年4月1日施行

### (4) 経過措置

急激な負担増に対する措置として、令和2年度から3年間の経過措置を設け、段階的に1/3ずつ改定します。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて

令和元年6月3日提出

秦野市長 高橋 昌和

#### 提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、条例で定める幼児教育・保育施設の利用料について、4月1日の年齢が3歳以上の利用者は無償とするほか、3歳未満の利用者にあってはその適正化を図るため、改正するものであります。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長は、」の次に「その年度の4月1日時点で満3歳に達していない者の」を加え、「扶養義務者」を「、その扶養義務者」に改める。

別表徴収金額の欄を次のように改める。

徴収金額（月額）
0円
6,500円
9,000円
12,600円
14,300円
16,600円
19,600円
27,500円
31,000円
36,000円
38,000円
45,400円
48,900円
50,300円
57,100円
58,900円
60,200円

60,700円
65,100円
67,500円

別表備考9を削り、備考10を備考9とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とする。

(秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第2条 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成27年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表以外の部分中「認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分」を「認定を受けた者の区分」に改め、「別表に規定する」を削り、同項の表を次のように改める。

認定を受けた者の区分	利用者負担額
1号教育・保育給付認定を受けた者	無償
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの	
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの及び3号教育・保育給付認定を受けた者	別表のとおり

第3条第2項の表以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分」を「認定を受けた者の区分」に改め、「別表に規定する」を削り、同項の表を次のように改める。

認定を受けた者の区分	利用者負担額
1号教育・保育給付認定を受けた者	無償
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの	
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの	別表のとおり

第5条、第6条第1項及び第7条各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3利用者負担額の欄を次のように改める。

利用者負担額（月額）	
保育標準時間	保育短時間
0円	0円
6,500円	6,400円
9,000円	8,800円
12,600円	12,400円
14,300円	14,100円
16,600円	16,300円
19,600円	19,300円
27,500円	27,000円
31,000円	30,500円
36,000円	35,400円
38,000円	37,400円
45,400円	44,600円
48,900円	48,100円
50,300円	49,400円
57,100円	56,100円
58,900円	57,900円
60,200円	59,200円
60,700円	59,700円
65,100円	64,000円
67,500円	66,400円

別表第3中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表備考1中「別表第1備考3各号」を「次の各号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同備考に次の各号を加える。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯

- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
- (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮している」と認められる世帯

別表第3備考2中「別表第2備考2」を「次の各号」に改め、同備考に次の各号を加える。

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園
- (3) 学校教育法に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 児童福祉法に規定する児童発達支援センター
- (5) 児童福祉法に規定する児童心理治療施設通所部
- (6) 児童福祉法に規定する児童発達支援

別表第3備考4中「別表第1備考3各号」を「備考1各号」に改め、同表備考5中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表を別表とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中別表第3利用者負担額の欄の改正規定及び第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 令和元年度中に満3歳に達した者に係るこの条例による改正後の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の規定は、令和2年4月分の費用の徴収から適用し、同年3月分までの費用の徴収については、なお従前の例による。

- 3 令和元年度中に2号教育・保育給付認定（2号支給認定を含む。）を受けた者に係るこの条例による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の規定は、令和2年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 4 この条例による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例別表の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度の利用者負担額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		令和2年度における利用者負担額(月額)		令和3年度における利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯				
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円
D1	市 48,600円未満	8,600円	8,500円	8,800円	8,600円
D2	町 48,600円～ 54,000円未満	10,800円	10,600円	11,700円	11,500円
D3	民 54,000円～ 税 62,000円未満	12,300円	12,100円	13,300円	13,100円

D4	所得 割 額	62,000 円～ 71,000 円未満	14,200 円	14,000 円	15,400 円	15,100 円
D5		71,000 円～ 97,000 円未満	16,800 円	16,500 円	18,200 円	17,900 円
D6		97,000 円～ 111,000 円未満	22,800 円	22,400 円	25,100 円	24,700 円
D7		111,000 円～ 134,000 円未満	26,600 円	26,200 円	28,800 円	28,300 円
D8		134,000 円～ 154,000 円未満	32,200 円	31,700 円	34,100 円	33,500 円
D9		154,000 円～ 169,000 円未満	34,800 円	34,200 円	36,400 円	35,800 円
D10		169,000 円～ 238,000 円未満	39,000 円	38,400 円	42,200 円	41,500 円
D11		238,000 円～ 260,000 円未満	42,100 円	41,400 円	45,500 円	44,700 円
D12		260,000 円～ 301,000 円未満	44,700 円	44,000 円	47,500 円	46,700 円
D13		301,000 円～ 348,000 円未満	49,700 円	48,800 円	53,400 円	52,400 円
D14		348,000 円～ 366,000 円未満	51,700 円	50,900 円	55,300 円	54,400 円
D15		366,000 円～ 386,000 円未満	55,800 円	54,800 円	58,000 円	57,000 円
D16		386,000 円～ 397,000 円未満	59,000 円	58,000 円	59,800 円	58,800 円
D17		397,000 円～ 417,000 円未満	63,100 円	62,000 円	64,100 円	63,000 円
D18		417,000 円以上	66,100 円	65,000 円	66,800 円	65,700 円

議案第 号 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<b>秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正</b>	
<p>(保育所入所等の費用の徴収)</p> <p>第3条 市長は、<u>その年度の4月1日時点で満3歳に達していない者の</u>児童福祉法第24条第5項若しくは第6項に規定する保育の処置又は保育の実施基準条例第3条に規定する通所等の実施に要する費用を、<u>その扶養義務者</u>から別表に定める費用徴収基準により、その負担能力に応じて徴収する。</p>	<p>(保育所入所等の費用の徴収)</p> <p>第3条 市長は、児童福祉法第24条第5項若しくは第6項に規定する保育の処置又は保育の実施基準条例第3条に規定する通所等の実施に要する費用を<u>扶養義務者</u>から別表に定める費用徴収基準により、その負担能力に応じて徴収する。</p>

別表（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円

別表（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層区分	定義	3歳以上	3歳未満
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	4,500円	6,500円

D 1	市	48,600 円未満	<u>9,000 円</u>
D 2	町	48,600 円～	<u>12,600 円</u>
	村	54,000 円未満	
D 3	民	54,000 円～	<u>14,300 円</u>
	税	62,000 円未満	
D 4	所	62,000 円～	<u>16,600 円</u>
	得	71,000 円未満	
D 5	割	71,000 円～	<u>19,600 円</u>
	額	97,000 円未満	
D 6		97,000 円～	<u>27,500 円</u>
		111,000 円未満	
D 7		111,000 円～	<u>31,000 円</u>
		134,000 円未満	
D 8		134,000 円～	<u>36,000 円</u>
		154,000 円未満	
D 9		154,000 円～	<u>38,000 円</u>
		169,000 円未満	
D 1 0		169,000 円～	<u>45,400 円</u>
		238,000 円未満	
D 1 1		238,000 円～	<u>48,900 円</u>
		260,000 円未満	

D 1	市	48,600 円未満	<u>6,200 円</u>	<u>8,500 円</u>
D 2	町	48,600 円～	<u>8,000 円</u>	<u>9,900 円</u>
	村	54,000 円未満		
D 3	民	54,000 円～	<u>9,100 円</u>	<u>11,300 円</u>
	税	62,000 円未満		
D 4	所	62,000 円～	<u>11,300 円</u>	<u>13,100 円</u>
	得	71,000 円未満		
D 5	割	71,000 円～	<u>13,700 円</u>	<u>15,500 円</u>
	額	97,000 円未満		
D 6		97,000 円～	<u>18,200 円</u>	<u>20,500 円</u>
		111,000 円未満		
D 7		111,000 円～	<u>23,000 円</u>	<u>24,500 円</u>
		134,000 円未満		
D 8		134,000 円～	<u>23,600 円</u>	<u>30,400 円</u>
		154,000 円未満		
D 9		154,000 円～	<u>24,300 円</u>	<u>33,300 円</u>
		169,000 円未満		
D 1 0		169,000 円～	<u>24,600 円</u>	<u>35,900 円</u>
		238,000 円未満		
D 1 1		238,000 円～	<u>25,000 円</u>	<u>38,800 円</u>
		260,000 円未満		

D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	<u>50,300 円</u>
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	<u>57,100 円</u>
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	<u>58,900 円</u>
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	<u>60,200 円</u>
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	<u>60,700 円</u>
D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	<u>65,100 円</u>
D 1 8	417,000 円以上	<u>67,500 円</u>

備考

1 - 8 (略)

D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	<u>25,400 円</u>	<u>42,000 円</u>
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	<u>25,500 円</u>	<u>46,000 円</u>
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	<u>25,800 円</u>	<u>48,200 円</u>
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	<u>26,000 円</u>	<u>53,600 円</u>
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	<u>26,300 円</u>	<u>58,200 円</u>
D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満		<u>62,100 円</u>
D 1 8	417,000 円以上		<u>65,500 円</u>

備考

1 - 8 (略)

9 備考5第1号に規定する特定教育・保育施設又は特定地域型保育の利用を開始した日において3歳未満であった小学校就学前の児童が、年度の途中で3歳に達したときは、その3歳に達した日の属する月の翌月（月の初日に3歳に達したときは、その月）から徴収金額を変更する。

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正

(利用者負担額)

第3条 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者がその子どもについて法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定を受けた者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

<u>認定を受けた者の区分</u>	<u>利用者負担額</u>
<u>1号教育・保育給付認定を受けた者</u>	無償
<u>2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの</u>	
<u>2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの及び3号教育・保育給付認定を受けた者</u>	別表のとおり

(利用者負担額)

第3条 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者がその子どもについて法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に規定する額とする。

<u>認定区分</u>	<u>利用する施設又は事業</u>	<u>負担額を定める表</u>
<u>1号支給認定</u>	<u>認定こども園(教育の利用に限る。)</u> 又は <u>特定教育・保育施設である私立の幼稚園</u>	別表第1
<u>2号支給認定</u>	<u>認定こども園(保育の利用に限る。)</u> 又は <u>保育所</u>	別表第2
<u>3号支給認定</u>	<u>家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育</u>	別表第3

2 教育・保育給付認定子どもが法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育若しくは同項第3号に規定する特別利用教育又は法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育若しくは同項第3号に規定する特定利用地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定を受けた者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

<u>認定を受けた者の区分</u>	<u>利用者負担額</u>
<u>1号教育・保育給付認定を受けた者</u>	無償
<u>2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの</u>	
<u>2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの</u>	別表のとおり

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、教育・保育給付認定子どもの保護者（その扶養義務者を含む。以下同じ。）及び特定教育・保育施設（秦野市立の認定こども園及び保育所並びに私立の保育所を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者に文書により通知しなければならない。

2 支給認定子どもが法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育若しくは同項第3号に規定する特別利用教育又は法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育若しくは同項第3号に規定する特定利用地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に規定する額とする。

<u>認定区分</u>	<u>利用する施設又は事業</u>	<u>負担額を定める表</u>
<u>1号支給認定</u>	保育所	別表第1
<u>2号支給認定</u>	特定教育・保育施設である私立の幼稚園	
<u>1号支給認定</u>	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育	別表第2
<u>2号支給認定</u>	問型保育又は事業所内保育	

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、支給認定子どもの保護者（その扶養義務者を含む。以下同じ。）及び特定教育・保育施設（秦野市立の認定こども園及び保育所並びに私立の保育所を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者に文書により通知しなければならない。

らない。

(利用者負担額の徴収)

第6条 市長は、認定こども園（秦野市立のものに限る。）又は保育所において教育又は保育を受けた教育・保育給付認定子どもの保護者から、第3条の利用者負担額を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、教育・保育給付認定子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者負担額を負担する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1)－(3) (略)

(利用者負担額の徴収)

第6条 市長は、認定こども園（秦野市立のものに限る。）又は保育所において教育又は保育を受けた支給認定子どもの保護者から、第3条の利用者負担額を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、支給認定子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者負担額を負担する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1)－(3) (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表（第3条関係）

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,400円
D1	市 48,600円未満	9,000円	8,800円

別表第3（第3条関係）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,400円
D1	市 48,600円未満	8,500円	8,400円

D 2	町	48,600 円～ 54,000 円未満	<u>12,600 円</u>	<u>12,400 円</u>
D 3	民	54,000 円～ 62,000 円未満	<u>14,300 円</u>	<u>14,100 円</u>
D 4	所	62,000 円～ 71,000 円未満	<u>16,600 円</u>	<u>16,300 円</u>
D 5	得	71,000 円～ 97,000 円未満	<u>19,600 円</u>	<u>19,300 円</u>
D 6	割	97,000 円～ 111,000 円未満	<u>27,500 円</u>	<u>27,000 円</u>
D 7	額	111,000 円～ 134,000 円未満	<u>31,000 円</u>	<u>30,500 円</u>
D 8		134,000 円～ 154,000 円未満	<u>36,000 円</u>	<u>35,400 円</u>
D 9		154,000 円～ 169,000 円未満	<u>38,000 円</u>	<u>37,400 円</u>
D 1 0		169,000 円～ 238,000 円未満	<u>45,400 円</u>	<u>44,600 円</u>
D 1 1		238,000 円～ 260,000 円未満	<u>48,900 円</u>	<u>48,100 円</u>
D 1 2		260,000 円～	<u>50,300 円</u>	<u>49,400 円</u>

D 2	町	48,600 円～ 54,000 円未満	<u>9,900 円</u>	<u>9,700 円</u>
D 3	民	54,000 円～ 62,000 円未満	<u>11,300 円</u>	<u>11,100 円</u>
D 4	所	62,000 円～ 71,000 円未満	<u>13,100 円</u>	<u>12,900 円</u>
D 5	得	71,000 円～ 97,000 円未満	<u>15,500 円</u>	<u>15,200 円</u>
D 6	割	97,000 円～ 111,000 円未満	<u>20,500 円</u>	<u>20,200 円</u>
D 7	額	111,000 円～ 134,000 円未満	<u>24,500 円</u>	<u>24,100 円</u>
D 8		134,000 円～ 154,000 円未満	<u>30,400 円</u>	<u>29,900 円</u>
D 9		154,000 円～ 169,000 円未満	<u>33,300 円</u>	<u>32,700 円</u>
D 1 0		169,000 円～ 238,000 円未満	<u>35,900 円</u>	<u>35,300 円</u>
D 1 1		238,000 円～ 260,000 円未満	<u>38,800 円</u>	<u>38,100 円</u>
D 1 2		260,000 円～	<u>42,000 円</u>	<u>41,300 円</u>

	301,000円未満		
D 1 3	301,000円～ 348,000円未満	<u>57,100円</u>	<u>56,100円</u>
D 1 4	348,000円～ 366,000円未満	<u>58,900円</u>	<u>57,900円</u>
D 1 5	366,000円～ 386,000円未満	<u>60,200円</u>	<u>59,200円</u>
D 1 6	386,000円～ 397,000円未満	<u>60,700円</u>	<u>59,700円</u>
D 1 7	397,000円～ 417,000円未満	<u>65,100円</u>	<u>64,000円</u>
D 1 8	417,000円以上	<u>67,500円</u>	<u>66,400円</u>

備考

1 C～D 4階層及びD 5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る）における次の各号のいずれかに該当する世帯の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第

	301,000円未満		
D 1 3	301,000円～ 348,000円未満	<u>46,000円</u>	<u>45,200円</u>
D 1 4	348,000円～ 366,000円未満	<u>48,200円</u>	<u>47,400円</u>
D 1 5	366,000円～ 386,000円未満	<u>53,600円</u>	<u>52,700円</u>
D 1 6	386,000円～ 397,000円未満	<u>58,200円</u>	<u>57,200円</u>
D 1 7	397,000円～ 417,000円未満	<u>62,100円</u>	<u>61,000円</u>
D 1 8	417,000円以上	<u>65,500円</u>	<u>64,400円</u>

備考

1 C～D 4階層及びD 5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

129号) 第6条第1項又は第2項に規定する配偶者の  
ない者で、現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第  
15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の  
属する世帯

(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児  
第156号)に基づき療育手帳の交付を受けた者の属す  
る世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25  
年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保  
健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年  
法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象  
児の属する世帯

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく国  
民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯

(7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者  
等特に困窮していると認められる世帯

2 C～D18階層における同一世帯の2名以上の小学校就  
学前子どもが、次の各号に掲げる施設等のいずれかに通  
園、入所等をする場合において、その子どものうち、年齢  
の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、この

2 C～D18階層における同一世帯の2名以上の小学校就  
学前子どもが、別表第2備考2に掲げる施設等のいずれか  
に通園、入所等をする場合において、その子どものうち、  
年齢の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、

表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。

(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園

(3) 学校教育法に規定する特別支援学校幼稚部

(4) 児童福祉法に規定する児童発達支援センター

(5) 児童福祉法に規定する児童心理治療施設通所部

(6) 児童福祉法に規定する児童発達支援

3 （略）

4 備考1から備考3までの規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考1各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

5 給食の提供を受けないで、家庭的保育を利用する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定による利用者負担額から7,500円を控除した額（その

この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。

3 （略）

4 備考1から備考3までの規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

5 給食の提供を受けないで、家庭的保育を利用する支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定による利用者負担額から7,500円を控除した額（その額が0円を

額が0円を下回るときは、無償)とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中別表第3利用者負担額の欄の改正規定及び第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 令和元年度中に満3歳に達した者に係るこの条例による改正後の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の規定は、令和2年4月分の費用の徴収から適用し、同年3月分までの費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 令和元年度中に2号教育・保育給付認定(2号支給認定を含む。)を受けた者に係るこの条例による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の規定は、令和2年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

### (経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例別表の規定にかかわ

下回るときは、無償)とする。

らず、令和2年度及び令和3年度の利用者負担額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		令和2年度における利用者負担額(月額)		令和3年度における利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の	0円	0円	0円	0円

	支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯					
B	市町村民税非課税世帯					
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯		6,500 円	6,400 円	6,500 円	6,400 円
D1	市町	48,600円 未満	8,600 円	8,500 円	8,800 円	8,600 円
D2	村民税所	48,600円 ～ 54,000円 未満	10,800 円	10,600 円	11,700 円	11,500 円
D3	得割額	54,000円 ～ 62,000円 未満	12,300 円	12,100 円	13,300 円	13,100 円
D4		62,000円	14,200	14,000	15,400	15,100

	～ 71,000 円 未満	円	円	円	円
D5	71,000 円 ～ 97,000 円 未満	16,800 円	16,500 円	18,200 円	17,900 円
D6	97,000 円 ～ 111,000 円未満	22,800 円	22,400 円	25,100 円	24,700 円
D7	111,000 円～ 134,000 円未満	26,600 円	26,200 円	28,800 円	28,300 円
D8	134,000 円～ 154,000 円未満	32,200 円	31,700 円	34,100 円	33,500 円
D9	154,000 円～	34,800 円	34,200 円	36,400 円	35,800 円

		169,000 円未満				
D10		169,000 円～ 238,000 円未満	39,000 円	38,400 円	42,200 円	41,500 円
D11		238,000 円～ 260,000 円未満	42,100 円	41,400 円	45,500 円	44,700 円
D12		260,000 円～ 301,000 円未満	44,700 円	44,000 円	47,500 円	46,700 円
D13		301,000 円～ 348,000 円未満	49,700 円	48,800 円	53,400 円	52,400 円
D14		348,000 円～ 366,000	51,700 円	50,900 円	55,300 円	54,400 円

		円未満				
D15		366,000 円～ 386,000 円未満	55,800 円	54,800 円	58,000 円	57,000 円
D16		386,000 円～ 397,000 円未満	59,000 円	58,000 円	59,800 円	58,800 円
D17		397,000 円～ 417,000 円未満	63,100 円	62,000 円	64,100 円	63,000 円
D18		417,000 円以上	66,100 円	65,000 円	66,800 円	65,700 円

## 幼児教育・保育無償化及び保育料適正化に伴う影響額等

令和元年5月10日

保育こども園課・教育総務課作成

## 1 平成31年度における幼児教育無償化にかかる条例改正の影響額

## (1) 保育こども園課分

歳入：405,121千円増

(うち、臨時特例交付金253,513千円)

歳出：125,467千円増

**差引：279,654千円の負担減**

## (2) 教育総務課分

歳入（保育料）：24,364千円減

（臨時特例交付金）：24,364千円増

**差引：0円**

## (3) 本市財政への影響額

**279,654千円の負担減**

《参考》

ア 保育無償化による保育こども園課の影響額（単位：千円）

内容		令和元年度	令和2年度
歳入	利用者負担額	△147,083	△311,468
	国県補助金等	552,204	540,443
	<b>歳入計</b>	<b>405,121</b>	<b>228,975</b>
歳出	施設型給付費	55,888	101,292
	補助金	48,633	97,264
	無償化に伴う償還払等	8,160	8,160
	その他事務費	12,786	0
	<b>歳出計</b>	<b>125,467</b>	<b>206,716</b>
<b>影響額</b>		<b>279,654</b>	<b>22,259</b>

※平成31年度予算ベースで制度改正を行わなかった場合との比較

※施設型給付費から控除される食材料費は、単価が国から示されていないため除く

※公立こども園の食材料費の歳入は、未確定のため除く

イ 無償化とする区分を3歳になって初めて迎える4月以降の保育料とすることによる影響額（単位：千円）

内容	影響額	
	令和元年度	令和2年度
現行基準による利用者負担額①	0	29,550
改正した場合の利用者負担額②	0	43,200
<b>影響額（②－①）</b>	<b>0</b>	<b>13,650</b>

※平成29年度決算額を基に算定

ウ 保育料無償化による教育総務課の影響額

（平成31年度予算ベース（単位：千円））

内容	影響額	
	令和元年度	令和2年度
保育料	△24,364	△48,728
臨時特例交付金	24,364	0
<b>計</b>	<b>0</b>	<b>△48,728</b>

2 利用者負担額の適正化にかかる影響額（平成29年度実績による試算）

(1) 影響額（引上げ額）

51,304千円

(2) 対象世帯数

873世帯（利用者負担額0円の世帯は除く。）

(3) 対象者数

延べ10,052人（利用者負担額0円の者は除く。）

(4) 対象者一人当たり月額平均引き上げ額

5,103円

(5) 対象者の多い階層区分及び同区分における引き上げ額（月額）

9,500円（D10階層）

3 幼稚園入園料の無償化にかかる影響額（平成31年度予算ベース）

（単位：千円）

内容	影響額	
	令和元年度	令和2年度
入園料	△27	△1,495

保育料適正化に係る 0歳から2歳の対象世帯及び対象者数と保育料改定による影響額(平成29年度実績に基づく試算)

(単位:円)

階層区分	年度末世帯数	延べ利用者数				保育料総額		影響額 (②-①)
		標準時間		短時間		改定前①	改定後②	
		第1子	第2子等	第1子	第2子等			
C	6	28	33	0	1	290,800	290,800	0
D1	41	218	298	18	9	3,293,600	3,501,000	207,400
D2	11	81	37	8	11	1,113,600	1,421,100	307,500
D3	21	112	106	8	6	1,981,000	2,509,000	528,000
D4	24	157	134	6	22	3,145,900	3,994,400	848,500
D5	112	679	382	92	30	15,092,300	19,115,600	4,023,300
D6	54	318	221	74	36	10,631,600	14,256,700	3,625,100
D7	78	588	353	67	36	20,759,300	26,290,200	5,530,900
D8	86	655	326	41	26	26,480,500	31,359,600	4,879,100
D9	60	381	250	51	15	18,749,500	21,415,900	2,666,400
D10	208	1,204	931	129	39	65,128,600	82,418,400	17,289,800
D11	37	197	157	12	4	11,222,600	14,137,300	2,914,700
D12	53	289	237	16	4	17,858,200	21,374,600	3,516,400
D13	35	203	170	10	0	13,700,000	16,997,300	3,297,300
D14	3	21	47	0	0	2,144,900	2,618,700	473,800
D15	9	65	33	0	0	4,368,400	4,906,300	537,900
D16	4	24	15	4	0	2,062,100	2,150,100	88,000
D17	8	34	56	0	0	3,847,400	4,033,400	186,000
D18	23	138	86	9	4	12,559,600	12,943,600	384,000
計	873	5,392	3,872	545	243	234,429,900	285,734,000	51,304,100

※保育料が0円のA・B階層は除いています。

※第2子等とは、同一世帯から2人以上の子どもが保育所等に入所している場合の2人目及び市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親・障害者世帯の第1子が該当します。

※0～5歳全体の世帯数は2,308世帯です。

延べ利用者数	10,052
一人当たり月平均引上げ額	5,103

## ケース①

父の年収が約 400 万円で、母が扶養の範囲内（パート等）の共働き世帯

年間 5 万円  
増

改定前

保育料（月額）  
D5 階層 15,500 円

4,100 円増

改定後

保育料（月額）  
D5 階層 19,600 円  
（国基準 30,000 円）

## ケース②

父の年収が約 400 万円で、母の年収が約 300 万円の共働き世帯

年間 11 万円  
増

改定前

保育料（月額）  
D10 階層 35,900 円

9,500 円増

改定後

保育料（月額）  
D10 階層 45,400 円  
（国基準 61,000 円）

\*A 階層～C 階層は改定しません。改定額が最も小さい D1 階層では月額 500 円、改定額が最も大きい D13 階層では 11,100 円の増額になります。

政策会議付議事案書 (令和元年5月7日)

提案課名 教育総務課  
報告者名 守屋 紀子

事案名	秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例を廃止することについて	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>今国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が審議されていますが、可決された場合、本年10月から3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育の無償化が実施されるため、本市公立幼稚園の保育料を無償とするものです。</p> <p>また、現在、入園時に係る手数料として入園料5,400円を徴収していますが、こども園では入園料を徴収していません。入園料は今回の無償化の対象外ではありますが、こども園における入園料の未徴収との整合を図るとともに保育料の無償化の趣旨に鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料と合わせて入園料を無償とするものです。</p> <p>この本市公立幼稚園の入園料及び保育料の無償化に伴い「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例」について廃止するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 保育無償化にかかる国の動き</p> <p>平成30年12月 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の関係閣僚合意</p> <p>平成31年 2月 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育の無償化）を閣議決定</p> <p>同年 4月 衆議院本会議で可決 現在、参議院内閣委員会に付託され審議中</p> <p>2 入園料・保育料の改定にかかる本市の動き</p> <p>平成11年 4月 入園料・保育料改定【入園料：5,000円→5,400円、 保育料：8,000円→8,800円】</p> <p>平成29年 4月 保育料改定【8,800円→9,800円（上限）】</p>	

決定等を要する事項	公立幼稚園の保育料及び入園料を無償とし、「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例」を廃止すること。		
	(1) 改定前		
	階層区分	入園料	保育料(月額)※
	生活保護世帯	0円	0円
	市町村民税非課税世帯		
	市町村民税均等割のみ課税世帯及び養育里親等		3,000円
	市町村民税所得割48,600円未満世帯	5,400円	5,000円
	市町村民税所得割54,000円未満世帯		6,400円
	市町村民税所得割62,000円未満世帯		7,300円
	市町村民税所得割71,000円未満世帯		9,000円
市町村民税所得割71,000円以上世帯	9,800円		
※ 多子世帯への負担軽減策として、第2子の保育料は半額（市民税均等割額のみが課税される世帯の第2子は無料）、第3子の保育料は無料			
(2) 改正後（令和元年10月～） 入園料及び保育料は無料となります。			
今後の取扱い	令和元年 5月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布（予定）	
	同年 5月	子ども・子育て支援法施行令の一部改正（予定）	
	同年 6月	令和元年第2回定例会に条例廃止案を上程	
	同年10月	入園料・保育料の無償化を開始	

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例を廃止することについて

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例を廃止するものとする。

令和元年6月3日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により、廃止するものであります。

- (1) 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市立幼稚園の保育料を無償とすること。
- (2) 市立幼稚園の入園料について、市立こども園が未徴収であることとの整合を図るため無償とすること。

幼児教育・保育無償化及び保育料適正化に伴う影響額等

令和元年5月10日

保育こども園課・教育総務課作成

1 平成31年度における幼児教育無償化にかかる条例改正の影響額

(1) 保育こども園課分

歳入：405,121千円増

(うち、臨時特例交付金253,513千円)

歳出：125,467千円増

**差引：279,654千円の負担減**

(2) 教育総務課分

歳入（保育料）：24,364千円減

（臨時特例交付金）：24,364千円増

**差引：0円**

(3) 本市財政への影響額

**279,654千円の負担減**

《参考》

ア 保育無償化による保育こども園課の影響額（単位：千円）

内容		令和元年度	令和2年度
歳入	利用者負担額	△147,083	△311,468
	国県補助金等	552,204	540,443
	<b>歳入計</b>	<b>405,121</b>	<b>228,975</b>
歳出	施設型給付費	55,888	101,292
	補助金	48,633	97,264
	無償化に伴う償還払等	8,160	8,160
	その他事務費	12,786	0
	<b>歳出計</b>	<b>125,467</b>	<b>206,716</b>
<b>影響額</b>		<b>279,654</b>	<b>22,259</b>

※平成31年度予算ベースで制度改正を行わなかった場合との比較

※施設型給付費から控除される食材料費は、単価が国から示されていないため除く

※公立こども園の食材料費の歳入は、未確定のため除く

イ 無償化とする区分を3歳になって初めて迎える4月以降の保育料とすることによる影響額（単位：千円）

内容	影響額	
	令和元年度	令和2年度
現行基準による利用者負担額①	0	29,550
改正した場合の利用者負担額②	0	43,200
<b>影響額（②－①）</b>	<b>0</b>	<b>13,650</b>

※平成29年度決算額を基に算定

ウ 保育料無償化による教育総務課の影響額

（平成31年度予算ベース（単位：千円））

内容	影響額	
	令和元年度	令和2年度
保育料	△24,364	△48,728
臨時特例交付金	24,364	0
<b>計</b>	<b>0</b>	<b>△48,728</b>

2 利用者負担額の適正化にかかる影響額（平成29年度実績による試算）

(1) 影響額（引上げ額）

51,304千円

(2) 対象世帯数

873世帯（利用者負担額0円の世帯は除く。）

(3) 対象者数

延べ10,052人（利用者負担額0円の者は除く。）

(4) 対象者一人当たり月額平均引き上げ額

5,103円

(5) 対象者の多い階層区分及び同区分における引き上げ額（月額）

9,500円（D10階層）

3 幼稚園入園料の無償化にかかる影響額（平成31年度予算ベース）

（単位：千円）

内容	影響額	
	令和元年度	令和2年度
入園料	△27	△1,495